



自然保護関係諸団体

沿革と規則抄

道内

大雪山愛護少年団

① 設立の経過

厚生省では、先進観光地の荒廃ぶりから、国立公園の一部を特別保護地区に指定し、原始の保存を計画している。一方資源の開発、産業道路開削、観光開発などが急速に進められ、観光資源の荒廃が目立って来ている。東川町観光資源である大雪山国立公園も、大雪山縦断道路計画、大雪山ロープウェイの完成などにより観光客にとって非常に身近かな存在となり、貴重な高山植物や天然記念物の動物、昆虫が心ない観光客により荒されたり、旭岳姿見の池周辺などは昔日の面影を失いつつある現況である。

かかる現況を直視したとき、厚生省の保護施策もさることながら積極的な自然

保護の必要が叫ばれ、東川町長の発案により大雪山の自然を科学的に学習し、正しい登山マナーを小さいときから身につ

け、山に親しむことにより心を鍛え、自然保護と郷土愛を育てることを目的として、町内中学生を対象に少年団育成の構

想が考えられ「郷土の山を僕たちの手で守ろう」と結成されるはこびとなった。町役場企画室、東川中学校と協議のす

え、中学生希望者の中から親の承諾のある者、積極性に富み、リーダーになりう

る者、身体条件、学業成績などを考慮に入れ、各学年より七名ずつ合計二十一名

を選考し、六月十三日、結団式を旭岳山ろくで行ない活動にはいった。

② 綱 領

一、私たちは、大雪山の美しさを誇りとし、いつまでもその美しさを護るために努めます。

一、私たちは、大雪山の清らかさを誇りとし、すこやかな心と身体を育てるよう努めます。

一、私たちは、大雪山の広さを望みとし知識を広め、豊かな人間をめざして努めます。

③ 活動状況

活動の基本として、つぎの点を押さえ年間活動計画を立案した。

1 活動は五月より九月までとし、特別な場合以外は活動しない。

2 活動は土曜、日曜日とするが、夏期休暇中は平日も行なう。

3 夏期休暇中の活動については小隊を編成替えるが、全団員が均等に参加できるようにする。

4 活動内容は規約の目的達成のために行なうが、自然保護、環境美化運動を推進するための奉仕活動に重点を置く。

5 年二回は団員訓練を目的とした活動を行なう。

④ 年間計画

六・一三 大雪愛護少年団結団式(勇駒別にて、小隊旗制定、授与)

六・一八 団旗授与式(高松宮御臨席)

六・二九、三〇 大雪山山開き参加、勇駒別より姿見の池まで全員登山

七・二三 団員研修(野営テントの張り

方)

七・二九 小隊登山(リンドウ隊)

八・九 小隊登山(コザクラ隊)

八・一七、一八 全隊員登山(キャンプ
訓練) 旭岳登頂

九・一 小隊登山(イワヒゲ隊)

九・七、八 全員登山

一〇・上旬 団員研修(登山用具と使用
法、山岳地図の見方)

一一・上旬 団員研修(登山の事前準備
と実施)

一一・下旬 団員研修(山の話と聴く会)

一二・上旬 団員研修(山の天気と天気
図の見かた、大雪山の生物と北海
道)

一・中旬 団員研修(山における救急法)

一・下旬 団員研修(山における救急法)

* 団員研修はこのほか必要な場合、逐
次開く。

⑤ 規 約

(名称)

第一条 この少年団は、大雪山愛護少年
団と称し、事務局を東川町役場内にお
く。

(目的)

第二条 この少年団は大雪山の自然を科
学的に学び、正しい登山マナーを身に
つけ、山に親しむことよって心身を
鍛え、大雪山の自然の愛護を育てるこ
とを目的とする。

第三条 この少年団の育成は、東川町な

らびに東川町教育委員会に委嘱する。

1 大雪山の自然保護に対する啓蒙

運動

2 大雪山の自然科学の学習(気象
・植物・昆虫・地形・地質)

3 登山に対する親切運動

4 登山マナーの習得

5 登山における救急法の習得

6 その他

(団員)

第四条 この少年団は、東川町に在住し
心身の健全な者で、自ら入団を希望し
保護者の承諾を得、満一二才より満一
四才の少年を団員とする。

2 この少年団の団員は、第一項の規定
に適合したもので、希望者中選考し、
団長が任命する。

3 団員の数は、二一名とする。

(役員および役員の任務)

第五条 この少年団の活動を指導するた
め、つぎの役員をおく。

指導員六名

1 東川中学校長が推選し、東川町
教育委員会が認めた者——三名

2 東川山岳会長が選考した者——
三名

副団長一名

副団長二名

東川中学校長が推選し、東川町教育
委員会が認めた指導員の互選とし、
団長は団の自主的運営を計画実践す

る。副団長は、団長を補佐する。

(顧問)

第六条 この少年団に必要な助言、指導を
得るため、顧問をおく。顧問は、少年
団の活動に関連のある機関、団体、そ
の他の代表者などとし、団長が委嘱す
る。

(退団)

第七条 団員が満一四才を過ぎたるとき
は、自動的に退団するものとする。

(除名)

第八条 この少年団の団員としてふさわ
しくない行為のあつた者は、団議に諮
つて除名する。

(経費)

第九条 この少年団の経費は、補助金お
よび交付金、負担金、寄附金、会費、
その他の収入をもつて充てる。

(制服の着用)

第十条 この少年団の団員には制服を貸
与する。団員が団活動のため行動する
場合には、必ずこの制服を着用しなけ
ればならない。

(事業計画)

第十一条 この少年団の事業計画は、毎
年三月に立案する。会計は、毎年四月一
日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

(内規への委任)

第十二条 この規約に定めたほか必要な
事項については、団内規で定める。

附則

この規約は、昭和四十三年六月一日か
ら実施する。

内 規

第一条 この少年団は、東川町長の要請
に基づき、社会教育事業の一環として
行なうものとする。

第二条 この少年団の事務一切は、事務
局において行なうものとする。

第三条 団員の選考は指導員が行なう。

第四条 少年団の構成は原則としてつき
のとおりとする。

満一二才の者七名

満一三才の者七名

満一四才の者七名

第五条 この少年団は、つぎの三隊に分
ける。

リンドウ隊

コザクラ隊

イワヒゲ隊

第六条 各隊の隊長は団長が指名する。

隊長は、団長の指示に従い隊員を掌握
し、指示を遂行する。

第七条 各隊には指導員が二名宛つき、
指導にあたる。

第八条 敬礼の方法は挙手とする。

第九条 団員および指導員はつぎのとお
り会費を納入する。

団員 月額一〇〇円

指導員 月額二〇〇円

第十条 この内規の改廃は、指導員の協
議によるものとする。

⑥ 本年度の反省

結団が六月中旬であり、今年はじめての活動なので事前調査、事業計画訓練などが十分にできなかった。ロープウェイの完成により観光客は着流し、下駄ばきで登山する姿も見られる。自然を原始の姿で観光客にと考え、明年度は本年度の反省にもとづき、綿密な計画をたてて活

動をしてゆきたい。

* 指導者

団 長 奥村 健三(東川中)
副団長 朝比奈 喬(〃)
〃 宮坂 幸好(〃)
指導者 飛弾野弘尚(〃)
〃 藤川 安治(東川山岳会)
〃 植田 豊(〃)
(東川中学校——奥村健三)

札幌市常盤少年森林警備隊

空沼岳(一、二五二m)は、札幌市中心街から比較的近く、登山口から頂上まで中学生の足で二時間半で登れるとあって、登山客は年々ふえるばかりである。それに、山火危険期四・五月の土・日曜日には、一日千二、三百人も人が入林するという。

だが、山に紙くずや食べがらのあきびんやあき缶を散らかす心ない登山客は、毎年あとをたたない。

空沼岳を『自分たちの山』と愛しているわが常盤中学校の生徒たちは、「ほっておいては、ごみの山になる」と、昭和三十年ごろから毎年七月第一金曜日に登山して、北大・空沼小屋の清掃奉仕をす

るようになった。

この小屋は、秩父宮のお声がかかり、現生徒の親たちがその建設に協力し昭和四年に完成した。それ以来、地元の豊平町青年団土場(現・常盤)分団のちに常盤青年会と改称の団員たちが、登山道づくり・小屋の毛布や食器類の管理・清掃などを引き受け、毎月一回から三回は登山して大切に維持してきたものである。

それだけに、小屋に対する地元民の愛着は深く、戦後も引きつづき清掃を買って出た。しかし、青年たちが相ついで都市に働きに出て部落に数少なくなり奉仕をつづけるのは無理となったため、

中学生が受けつぐようになった。

いまでは、空沼小屋のほか昭和四十年の暮れに新設された定山溪管林署のヒュッテ『万計荘』についても、内部清掃・毛布たたき・食器類みがき・周囲の草刈り・まき整理・あきびん・あき缶うずめ・くず紙の焼却・万計沼や真簾(まみす)沼の浅瀬や周辺の清掃などをして

いる。北海道新聞のコラム「卓上四季」にも『先週の月曜日、札幌郊外の空沼岳に登った。くいに白ペンキぬりのブリキを打ちつけた立てふだが、ところどころに立

っている。去年、登ったときはなかったものだ。ブリキには黒々と入きれいな山はあなたからV/A美しいきれいな山にしよう、空沼岳の岩高くV/A緑の山は平和のしるしVなどと書いてある。トキワ中とか常盤中とか書きそえている。こういうことは、おさなければおさないほど胸を打つ。立てふだは頂上まで立ててあるそうだと掲さいされた。

森林警備隊発足

今年四月のPTA総会・森林愛護組合総会の後で、私と管林署石山担当区主任の歓迎会があった。その席上、たまたま定山溪管林署の方から学校に対し、森林

愛護について要請があった。

私はこの学校にきて、先生方からいろいろと四囲の森林事情と最近とみに登山・観光などで入林する者の山に対するモラルの低下を聞いて心をいためていた。

PTA会員兼森林組合員のみなさんは「森林に対する考え方がなっていない。農作物や山の植物を傷め盗む、まるで罪の意識がない。二・三年前までは校庭でキジが遊んでいたのに、心ないハンターのため、いまでは姿を見かけないようになった。ウサギでもとってくれればたしになるのに」となげいた。

さっそく諸先生・生徒とも話し合っ隊の組織発足までこぎつけたのです。私がかねがね、このような奉仕活動を教育の場に生かしていきたいと考えていた。先生方も、常盤の子供は街の中の子供に對しなんとなしに劣等感を持ち、発言も少ない。だから、隊の結成活動によって子供たちに誇りと自信を持たせ、積極性をつけさせるために必要であると、全面的に賛成してくれました。

隊の発足と隊旗の授与式は、厳しゅうで簡素なものでしたが、出席の父兄や来賓の方々も非常に喜んでくれました。来賓の札幌市教育委員会や札幌管林局から「空沼岳の緑がますます濃くなるよう

「しっかりやってください」とはげましのことばがあったあと、石原・定山溪営林署長から隊員代表の沢田待子に、緑の布地に白のネームのはいった隊旗が贈られた。

「みなさん、ふるさとの森林を、わたしたちの空沼岳を愛しましょう。たゞいまいだいたこの旗を緑を育てる心のよりどころとして、だいにしていましよう」これが私のあいさつでした。

つづいて、大山長治が「常盤の緑は札幌の緑、日本の緑。小さな力を合わせてがんばります」と力強く誓いのことばをのべた。最後に、山崎正治副隊長が私の歌を朗詠してくれた。

旗のもと 緑を守る校風を

高くかかげよ 少年警備隊

これから毎土・日曜に、営林署から贈られた『常盤少年警備隊』の腕章を着用し、早朝から空沼岳の登山口に待機し、老監視員の補助活動をしたり、『緑の山を守りましょう』と注意事項が書かれたチラシを配り、山の緑を守る任務につくことになった。

「緑の山を守りましょう」

青空に小鳥・目には新緑

たのしい行楽・登山をするために
一、ハイキング・登山で入林するときは

入林監視所で所定の手続きをいたしまし
ょう。

一、林内の樹木・小枝・施設を損傷しな
いでください。林内の高山植物・樹木
鳥獣を許可なくとると規則により罰せ
られます。

一、林内でのたき火は禁止しています。
一、登山歩行中のくわえタバコは絶対や
めましょう。タバコは所定の場所で行
たしましょう。

一、ハイキング・登山コースは、いつも
きれいに。わたくしたちの山です。登
山者のエチケットは必ず守るようにい
たしましょう。

樹木を大切に

札幌営林局定山溪営林署
常盤少年森林警備隊

はげましのことばと決意

桐越・常盤森林愛護組合長

組合としても全面的に協力していき
たいと思っています。これからは支笏観光
道路も開通し、それに空沼の登山者も年
々多くなるでしょうし、森林の警備は一
層重要となるでしょう。

こんごの予定としては、四月から六月
までは山火警防と啓もう活動。七月以降
は木の保護。冬は門松・クリスマスツリ

一用の木の盗採防止に、少年隊員たちと
ともに力を合わせてやっていきたい。

定山溪営林署・石原署長
中沢管理官

非常によい組織ができ、署としてもこ
んご全面的に協力していきたい。さしあ
たつての計画は、(1)山開き・ヒュッテの清
掃の際は、できるだけ職員を派遣する。
(2)キャンプ訓練の指導をしたい。(3)時期
をみて『森林教室』を開催、少年たちに

森林の映画と実際に苗畑などの固有林の
現場を見学させ、森林のもつ役割りなど
社会科や理科の勉強をせらう。(4)学
校林の技術指導をしたい。

石狩支庁経済部林務課・小林技師
巣箱かけや鳥獣保護などの理解につい
ても、できるだけの協力をしたい。

市教委・小山田社会教育主事

札幌市民憲章の一節に「空も道路も草
も、木もきれいなまちにしましょう」と
うたわれています。この純真な子供たち
の努力は、市民性の向上に大きな役割り
を果たすことを固く信じます。そして、
四年後のオリンピックを契機に、札幌の
空沼岳は世界の多くの人々にその美しさ
を語り伝えられるでしょう。

三年生の村上勝美は、隊員の気持ちを
つぎのようにいっている。「十数年もつ

づいてこの奉仕は、山にはいってく
る大人たちの悪い態度が改まるまで、毎
年つづけていきたいと思う。僕たちがい
くら一生懸命やっても、一般の人たちが
自覚してくれなければ、なんにもならな
いんです。でも、僕たちは最後までがん
ばります」と。

規約

昭和四十三年五月五日、

第一条 名称および事務所 本隊は、札
幌市常盤少年森林警備隊といい、事務
所を札幌市立常盤小・中学校におく。

第二条 目的 本隊は、常盤森林愛護組
合を助け、山火の絶滅を期するととも
に、空沼岳を愛し、広く森林育成に関
する理解を深めることを目的とする。

第三条 事業 本隊は、前条の目的を達
成するために、左の事業を行なう。

- (1) 入林入山者に、山火予防に関する
カードを配布する。
- (2) 常盤地域および空沼岳一帯の清掃
美化に奉仕する。
- (3) 万計荘(営林署経営の山小屋)で
宿泊訓練を行なう。
- (4) 山火予防・コース指示等の標識保
護に注意する。
- (5) 野鳥を保護する。
- (6) 森林育成および森林予消防に関す

る理解を深める。

(7) 学校林の愛護育成にあたる。

第四條 隊員 本隊は、札幌市立常盤小学校生徒および札幌市立常盤小学校児童五・六年生によって組織される。小学校一・二・三・四年生は準隊員とする。

第五條 役員 本隊には、つぎの役員をおく。

隊長（学校長）

副隊長（小・中校教頭）

指導員（教諭）

第六條 顧問 本隊には、つぎの顧問をおく。

常盤小・中学校林運営委員会会長

P T A 会長

定山溪管林署石山担当区主任

常盤森林愛護組合長

空沼観光協会会長

（札幌市立常盤小中学校長—三浦四郎）

札幌市藤の沢小学校・小鳥の村

① 小鳥の村の誕生

昭和三十一年の春三月のはじめ頃、吹雪晴れの道路を長靴いっぱい、雪を入れて、藤の沢小学校の玄関にたどりついた三人のお客さん、それは当時、道庁の斎藤春雄先生、野鳥の会の伝法さん、それに定山溪鉄道の高山さんであった。

迎える佐藤勝見校長、職員室のズンドウストーブが音をたてて燃え、赤くなる三人の足もからはもうもうと蒸気がのぼる。靴下もズボンもビショヌレだった。テーブルの湯呑み茶碗からも景気よく湯気が立ちのぼり、窓際の白樺の小枝越しに、早春の西日が気持ちよく差し込

む。やっと三人の呼吸も落ちついたようだった。

来校の話題は、藤の沢小学校に小鳥の村を開設することで「巣箱を通して、可愛い小鳥と子供たちが仲良しになる。子供たちは小鳥の村での観察で理科の学習をする。また小鳥には林や田畑の害虫もとってもらって、部落の産業の手助けをしてもらう」そんな話を中心であった。

来客の意見、学校の考え方、部落側の私の気持ちに違いがあるはずはなかった。やがて来る五月の営業期までに、それぞれの立場から村の建設に協力し合うことで話はまとまったのであった。

人の作った巣箱に果たして小鳥が営業

してくれるかどうか、当時の私としては正直いってある程度の疑問でもあった。しかし、隣家の土田さんの畑の隅にある郵便受箱に、名の知らない小鳥が、枯草や鳥の羽毛を入れて困ったことがあったという話を聞き、これはうまくいけるだろうと思った。

その後それぞれの準備が進み、昭和三十一年五月十七日、関係者一同の奉仕によって約三百箇の巣箱架けを終わったのは、大陽もたいぶ西に傾いた四時頃だったと思う。これが開村の記念日であり、小鳥の村はここに誕生したのであった。

さて、つぎの日から小鳥の村は急ぎにぞわめきたって来た。こちらのアカシヤ、そちらのカシワの木、カラマツの林の中など、点々と見える巣箱、ここかしこ飛び交う小鳥たち、よくもこんなにいたものと思わずに思われる。それは、まさに小鳥の住宅団地であった。

② 村づくり

開村当時の藤の沢小学校は、校長と二名の教員、児童は約八十名であったが、村の運営には全員が一丸となっていた。とくに、巣箱を寄贈して下さった豊平小学校や東園小学校の高学年の友達とは、年二回の実地見学、交歓学習の場

を設け、観察記録の報告などをして、都心部の子供たちとの温かい交流を密にすること。また P T A 同志も交流の場をつくること、とくに地元 P T A は主として村の学習コースの整備や行事の応援などで、村づくりには P T A が中心となり、やがては部落をあげて協力する姿となっていたのである。

開村当時の関係から私は村長の役を拝命したが、これは光栄と同時に大きな責任でもあった。その後、札幌市の急速な発展に伴い地域の開発も活発に行なわれ児童数も年ごとに増加し、校舎が現在地に移転新築された今日は教職員十六名、児童数も三百名を越す大世帯となった。したがって「村の運営」も高学年のクラブ活動の中で行なわれ、村長も児童会より選出され、村の実践活動が学校の教育目標に密着して、情操豊かな子供が育てられていくのである。

もちろん、今日にいたるまでには、地域ぐるみのたゆみない協力援助とともに本市の教育委員会、その他、関係機関の援助指導が大きく前進の運びとなったのであり、小鳥の村にとってまことに有難いことである。

③ 小鳥の村の現況

村の位置は学校の裏山約九ヘクターの丘にあり、小鳥の安住の地、憩いの場にしようとの願いのこめられた名称である。そこにはアカシヤ・カラマツ・ホウ

・タモ・シラカバ・ミズキ・ナラ・カッタ・ナナカマド・ヤマザクラなどの自然林に恵まれた中に、愛鳥広場があり、野鳥が生棲するのにふさわしい条件がそろっている。この村には学習コースがあつて、「どんぐり丘」「六ヶ池」「見晴し台」「観池台」の名称がつけられ、とくに理科の植物教材が豊富で、いろいろな学習活動にも活用されている。

この学校の「愛鳥愛人」という教育目標は札幌市の市民憲章に基づき、(1)開拓する心、(2)愛護する心、(3)継続する心、を育てることにより、日常生活の中で人間性を開発し、人格を陶冶しようという意図のもとに、開村と共に相受けつがれ今日にいたっている。

この間、昭和三十二年からは北海道知事賞・文部省自然教育園長奨励賞・農林大臣賞・文部大臣賞、また、いまままでに再度にわたる常陸宮様の御来校を迎ぎ、昨年にはまた六月中旬に三笠宮妃殿下の突然のご来村があり、アカシヤの花の香りの満ちた愛鳥広場で、親しくお話しをされたり、六年生の子供たちと一緒に記念

写真の撮影をさせていただいたことなど記憶の真新しいものがある。

つぎに村の組織・運営については児童会会長が村長となり、学習部員や理科クラブ員が毎週金曜日の放課後に一時間の観察を行なうのであるが、担当は五・六年生で行ない、記録整理は三年生以上の部員も参加して作業をしている。春と秋の巣箱架けは、三年生以上の児童が巣箱を背負つて小鳥の村へ出かけ、巣箱に小鳥のはいることを念じて、それぞれの木の幹に巣箱をかけるのである。また、巣箱づくりは図工の時間などを利用して、四年生以上の児童が、各自やグループで考え製作するのであるが、その表情は真剣そのものである。

年度の行事の中で、五月の愛鳥週間にちなう愛鳥祭は、札幌市の中でいくつもある小鳥の楽園の中でも独自のものであると思う。当日は愛鳥広場で道・石狩・市・市教委の関係者をお招きし、PTA全役員、地元の父母諸兄、三年以上の全児童が参加して、小鳥の霊を慰める行事であるが、昨年からはとくに道派友会よりご寄贈いただいたコウライキジや、コジュケイの記念放鳥のできたことは有難いことと感じている。そのほか、時折り講師を招いて児童の野鳥学習会なども開

催している。

夏から秋にかけては、近郊の幼稚園や、婦人団体のハイキングを兼ねての小鳥の村訪問、または他管内の学校の先生方や小・中学生も来村し、これらを機にいくつかの姉妹校としての結びつきや、交歓学習などが行なわれ、本年の来村者は約一千名に達した。

また、本校では学級名を小鳥の名前で呼んでいる。ウグイス・ホホジロ・カウ・ヒヨドリ・シジュウカラなどの愛称が子供たちになじまれ、学年だよりなどで家庭にも愛鳥精神の理解がとどき、情操教育に対する協力が心強いものを感じるのである。

④ 昨年度の喜び

私は昨年四月、小鳥の村の開村以来の功労ということで林野庁長官の表彰を受けましたが、私個人としてはまことに微力であり、たまたま名誉村長であるという立場がこのような形となったものと思ひ、いまままでご協力下さった地域の方々の代理であると考え、今後はこの光栄を大切にし、責任を全うしていきたい。

つぎに昨年九月、全国鳥獣保護奨励賞表大会に藤の沢小学校が北海道代表に選ばれて石田正昭先生が出席し、全国代

表十六校の中から文部大臣賞の第一席に推選されたことは、大変素晴らしいことであり、小鳥の村に奉仕する私には、たとえようのない感激と喜びでいっぱいであった。この喜びはPTAを中心に村をあげての喜びとして、今後の一層の発展を期しての記念祝賀会の開催となったのである。

十年前につくられた「小鳥の村の歌」を参列者一同が精いっぱい合唱した。三百人の児童、十三年前の人達、歴代の先生方、はじめてお会いする来賓の方々、若いPTAのお母さん方、新任の田中校長はじめ十二人もの先生、あ幅広い体育館もゆれ動くように感じられ、歴史の年輪とともに豊かに育つ小鳥の村の姿が、会場に満ち満ちているように思われたのである。

⑤ 平和と自然愛護に思う

私の仕事の内容は、「子供たちへの側面的な手助け」「学校側の多忙時の来村者に対する案内と説明」この二つが大きな内容で、私は来村者との話し合いの場が一番楽しいときである。それは「自然と人間」ということで、えらい大きな問題であるが、題目はどうであろうと、われわれは自然の中に生存しており、しか

も大きな恩恵と利益を受けているのである。それだけにわれわれ人間は、この自然に対して感謝の気持を忘れることがあってはならないと思う。しかし最近はこの恩恵を忘れた人、または知らない人、一人占めしようとする欲深い人達が案外多くなったようで、これは残念なことであり、また憂慮すべきことである。

このような自然のもっているなやみ、すなわち山や川の悲しみ、森のなげきなど、言葉に出せない彼らに代わって、小鳥の村の小鳥たちがこうしたことを訴えてくるわけで、「村人」たちはこの訴えを率直に聞き、話し合い、小鳥の村の仕事を通して彼等に対して回答をあたえなければならぬと思うのである。

われわれ人間に侵略されつつある陳情団の仲間として、小鳥たちは一生懸命、その侵略者たちとともに生きていこうとして頑張っているのである。つぎに、そのよい実例を紹介したい。

シマエナガが営巣をするときには、灌木の小枝の間にハンモック型の巣づくりをするが、このときの一番大切なロープは、クモの巣の糸を利用するのが普通だが、小鳥の村で発見されたものの中には、ミシンに使用された古カタン糸を使ったもの、また、蔬菜畑のキウリの支柱を結

束したビニール紐の古く細くなったものが、いとも巧みに使用されていた。これこそ、本当に彼らの生活の知恵であるのであり、ともかく人間によって狭げめられていく自然にあって、その生存権を人間との共存の中に見出し、しかもなんの抵抗することもなく、かえってわれわれにその平和の世界を呼びかけている可憐な実態を発見したとき、私は強く彼らに教えられたのであった。

平和を希う気持は、世界中誰れしも皆同じであると思う。それには一番大事な

旭川市台場・小鳥の村

近頃、有益野鳥の保護が単に森林の保護というだけでなく、人間の心の豊かさを保つうえにもより大切であるとされ、急激な自然開発に対し、自然保護の必要なことが真剣にとりあげられるようになったことはまことに喜ばしいことです。私たちが行なってきた野鳥保護の仕事も、いつしか十年を経ました。省みて、今後の活動に資したいと思えます。

① 当地のようす

当地は、石狩川が上川盆地から石狩平野に抜ける狭少部で、平地、丘陵、小沢

一つに「豊かな自然を愛する」ことを忘れてはならない。この自然を保護し愛護する架け橋を、私達は小鳥達の知恵からも学びとることができるのである。

●愛鳥愛人——育ち育てる。この姿が広げられて行ったとき、藤野の自然は素晴らしく美化され、人々の生活は一層心に輝きを増すものと思うのである。（本文は田中校長、石田先生のご協力によりできた）

（小鳥の村名譽村長——小沢 広記）

の多い山地の入りまじった複雑な地形で森林も多く、野鳥の生息に好適の地とされています。

地域内には台場一・二、富丘三・四、春志内一・二の部落と台場小学校があり戸数は約八〇戸、近年、旭川市の発展で丘陵地は住宅地化しつつあり、北都商高校、旭川育見院などの大きい建築物が見えはじめました。

② 小鳥の村の開設

旭川市台場小鳥の村は、昭和三十四年五月十一日、故・岩崎栄五郎氏、地もと

有志、元台場小学校長・西谷渡氏らの提唱が住民大方の共感を呼び、野鳥愛護、森林保護、青少年の健全育成、教育への活用、新旧住民の融和などを目的として開設されました。

開設に当って、前北海道生物保護指導監・斎藤春雄先生の終始お変わりない温容懇篤のご指導と、元旭川市拓殖課長・松尾嘉一郎氏の献身的なお力ぞえは、私たちの忘れ得ないところであります。

③ 村の組織と運営

台場小鳥の村は開設の趣旨にそい、地域内の全戸、台場小学校、城内の諸団体が結成され、村議会機構で運営されています。

。議決機関——村会議長一名、副議長

一名、村会議員一〇名

。執行機関——村長一名、助役二名、

収入役一名、指導員一名、書記二名

。監査機関——監査委員二名

。実施者——六カ部落、台場森林愛護

組合、台場小学校、PTA、台場子供会、

台場青年団、三婦人会

。研究グループ——むくどり・ひばり

・かっこう・えぞらいちよう・うぐいす

・こまどり・かわせみの七グループ

昭和三十九～四十一年の三年連続冷害は、離農者や職業の変化、台場小学校児

童の半減と相まって、村の運営に大きい影響を与えましたが、困難に耐えて事業は継続されました。村議会は毎年一月に

新年会、二月に定期総会、ほかに平均四回の協議会を開き、親睦、事業計画、予算、実施準備などの審議を行なっています。

業績

昭和三十四年——経費三万八千円、開村式：五月十一日、巣箱架設：三四〇個、架設地域三九六ヘクタール、寄贈原材料は、市内四中学校生徒の協力で巣箱となり、トラックで運び込まれ各責任者に分配、巣箱を山と積んだりヤカー、馬車は国道十二号線を西に東に流れ、やがて架設のにぎやかなざわめきは、全地域の森に林にこだまして野鳥の楽園は形づくられました。この年は村の規約制定、台場峠に村標、梯子五台が新設されました。

台場小学校では野鳥愛護教育を採択、巣箱かけ、巣箱掃除と収納、記録整理。

昭和三十五年——経費七万四千円、巣箱補充一〇〇個、学校では巣箱かけ、継続観察、巣箱掃除と収納。

昭和三十六年——経費七万四千円、巣箱補充一〇〇個、大型案内板一、大型

解説板一を新設。学校では巣箱かけ、継続観察、巣箱掃除と収納。

昭和三十七年——経費十五万四千円、巣箱補充一〇〇個、観察道路一、〇二〇メートル、三角筒指標五を新設。写真引伸機と付属品を学校に備えつけ。学校では巣箱かけ、継続観察、巣箱掃除と収納。

昭和三十八年——経費八万二千元、巣箱補充一〇〇個、指導板三、小給餌器一〇個を新設。観察道路整備。学校では巣箱かけ、継続観察、巣箱掃除と収納。

昭和三十九年——経費二万九千元、開村五周年：記念行事として五月十一日に記念式、野鳥教室、講演と映画の会、懇談会。記念事業として巣箱補充三〇〇個、小鳥の碑、観察学習場、大給餌台二の新設。観察道路整備。アルバム、スタラップブック、野鳥図書、録音テープを学校に備えつけ。

学校では野鳥愛護教育の検討、巣箱かけ、観察、記念式参列、NHKテレビ放送、記念運動会、記念学芸会、巣箱掃除と収納。

昭和四十年——経費七万円、巣箱補充一三〇個、修理七〇個。観察道路整備。双眼鏡二、NHK録音テープ一を学校に備えつけ。地域内に、普通鳥獣保護区設定。コウライキジ幼鳥二〇羽の放鳥式に

参加。学校では資料一覧表作成、巣箱かけ、継続観察、道愛鳥モデル校に指定、巣箱掃除と収納。

昭和四十一年——経費七万五千元、巣箱補充ペンキ塗装五〇個、破損巣箱の大整理、観察道路整備。学校では野鳥愛護教育方針の確立、学習指導計画案の作成、はじめての巣箱作り、巣箱かけ、継続観察、はじめての探鳥会、巣箱掃除。

昭和四十二年——経費七万五千元、巣箱補充ペンキ塗装五〇個、観察道路整備。コウライキジの幼鳥二〇〇羽の地域内放鳥に参加。学校では巣箱作り、巣箱かけ、はじめての飼料圃設定、継続観察、探鳥会、第二回野生鳥獣保護実績全国発表会で発表、巣箱掃除、給餌。

昭和四十三年——経費九万円、巣箱補充ペンキ塗装二六〇個、観察道路整備、学校では巣箱作り、巣箱かけ、飼料圃経営、探鳥会、継続観察、給餌台一新設、巣箱掃除、給餌。

この十年間に投入された経費は、九万五千円、架設巣箱一、五三〇個、巣立つたムクドリ、コムクドリ、その他の成鳥は推定一万九千三百羽、これらの成鳥が捕食した害虫数は天文学的な数字になるでしょう。また人々に与えた情懐的価値、地域内、市内、道内、国内への愛鳥

思想の普及、台場小学校では過去十年間児童職員とも胸部疾患皆無、非行児童皆無、学習に与えた効果も大きく、小規模校ながら児童にもたらした自信と誇り、深まった愛校心などは得難いものと思われまます。

④ 学校にある野鳥学習の設備

電動式卓上ミシン鋸、電気鋸、ロイヤル式遠望鏡、双眼鏡二、ソニー大型テープレコーダー、トランジスタステレオプレーヤー、ミノルタ写真機、接写用レンズ、望遠レンズ、引伸機、現像焼付用具、八ミリ撮影機、八ミリトキー映写機、野鳥の声録音テープ四、野鳥の声レコーダー一八面、野鳥関係図書一七、学校管理巣箱一〇〇、梯子四、野鳥スライド一組、幻灯機。

⑤ 受彰

村や学校での受彰は、北海道知事賞・旭川市長賞・北海タイムス賞・日本鳥類保護連盟賞・文部大臣奨励賞・農林大臣賞・旭川市教育委員会顕彰状・旭川市文化奨励賞などです。

これらの業績や受彰は、ひとえに前北海道生物保護指導監・斎藤春雄先生、元旭川市拓殖課長・松尾嘉一郎氏、関係指導機関、諸団体、有識者などのご指導、また北海道、旭川市、北海道緑化推進委

員会、同上川支部、その他篤志家の資金助成、物的援助、市民各位の声援、更にNHKなど三放送局、五新聞社の広報的援助、また札幌市藤の沢小学校をはじめ道内野鳥愛護小中学校の指導激励によるもので、まことに感銘にたえない次第です。

省みて十年、その努力の微弱で、今後に残された課題の多いのに驚きます。

急激な開発と開拓の進捗に対する樹林の保存と誘鳥木や食餌植物の増植、施設の更新、巣箱の改良と更新、「野鳥を語る会」の設定、恒久的な野鳥愛護実験林の設定、総合的野鳥愛護学習の実践、野鳥愛護の町づくり、開村十周年の行事と事業など、課題は山積していますが、今後とも微力をつくしていきたいと思えます。

⑥ 役員氏名

初代村長 故岩崎榮五郎氏

(昭三四・五・三九・一)

村長 佐々木仁八郎

(昭三九・一〇現在)

助役 島山周治

(台場校長昭三九・四〇現在)

加藤寅之助

(昭三四・五〇現在)

収入役 鈴木鉄雄

指導員 相内政男
(昭三四・五〇現在)

村会議長 沢田久男
(昭三四・五〇現在)

副議長 伴茂雄
(昭三四・五〇現在)

監事 梅崎盛行、川原庄吉

村会議員 山村定男、高野七太郎、田島幸作、岩崎健三、沢田義雄、国井春雄、村山治、石持隆一、佐々木甚一、角張儀一

書記 煙山定治

書記 小柳順次

(台場小教頭 昭四二・一二〇現在)

(台場小教諭 昭四二・四〇現在)

旭川北都商高、社会福祉法人・旭川育

児院などは、いずれも自然環境の良いところが当地設立の重要な原因の一つになったと聞いています。十年間、小鳥の村の一翼として活動してきた台場小学校も、旭川育児院収容児童約四〇名の集団受け入れにより、学級も倍増するとともに、施設の子どもが六〇パーセントという特殊な学校になり、これらの児童の温かい教育と人間性豊かな育成に、台場小鳥

の村は新たな使命を担うことになりました。私たちは野鳥の保護から森林保護へさらに私たち自身人間の保護へ、約一〇〇種生息するといわれる地域内の野鳥の愛護、自然の保護に微力を捧げていきたいと思えます。

北大自然保護研究会

北大自然保護研究会は今年で創立五周年を迎え、会員数も五〇を教え、北大文化サークルの中でも有数の一大サークルに成長した。

サークル創設当初は、まだ同好会的、旅行会的要素が多かったのが、五年間のさまざまな活動を通して、ようやく形式的にサークルとしての必須条件がそろったのではないかとと思われる。真の発展はこれからであり、それゆえに私達の今後の活動については、しっかりと考えの

もとに検討され、実行されなければならぬと思っています。

私達の現在の活動について簡単に述べると、日常活動として毎週土曜日に例会また会員を三つの班に分け、それぞれが毎週一回学習会を開き、サークル内にお

当地域に生息するといわれる野鳥は、夏鳥アオジ、ウグイスなど約五六種、冬鳥ツグミ、マガモなど約一〇種、留鳥はキツツキ類、カラ類など約三一種です。

(旭川市台場小鳥の村・村長 佐々木仁八郎)

ける理論面の強化を行なっている。またこれは現在行なっているものですが、私達の毎年の活動をまとめる意味で、十月から三月にかけて機関誌の編集・発行をしている。今年度は、第三号を三月か四月に発行する予定である。

また私達は学生であり、自然保護のスペシャリストではなく、ただ普通の人々より自然保護に関する知識が多いだけにすぎない。

しかし、自然保護に関する専門学者はいませんし、私達の自然保護への気持は他のどんな人々よりも劣ることはないと思っています。そして私達は、学生という自由な立場から私達なりの自然保護思想体系を作り、思想の普及に努めたいと思っています。

そして、これらの学生としての力をよりじゅうぶんに發揮させるため、現在、日本学生自然保護連盟の結成準備がなされておき、第一回目の話し合いは、昨年八月二日～三日、警備にて国立公園大会終了後約十サークルの間で行なわれ、現在は連盟規約を検討中である。この連盟の結成目的としては、各サークル相互の連帯感の確立、自然保護思想の普及、政府あるいは日本自然保護協会などへの圧力団体としての役割りなどがある。

春採湖の復活と春採湖の会

春採湖、これは釧路市の東南方にある周囲六キロほどの湖である。東南方というのは市街の中心から見ての方向で、東南方の郊外ということではない。昔はたしかに郊外であったけれども、いまは周辺一帯にまで広く市勢が伸びてしまったので、むしろ、春採湖は市中のご真ん中近くにある湖だといったほうがよいほどになった。

これはなんと呼ぶのか。シェンサイコではない。ハルトリートと呼ばれなければならぬ。これはアイヌ民族の呼び名で、食糧たくさんある沼という意味だそ

現在この連盟結成の中心となっているのが、北海道では北大、帯広菅大の自然保護研究会、東京では東京教育大野外研究同好会など四サークルと、計六から七サークル程度である。この連盟は、早くて年内か遅くとも来春には結成される予定で、結成後は日本の自然保護界において、きわめてユニークな活動をするものと期待している。(詳しくは、サークル機関誌第三号に掲載)

(大河原康之)

うである。彼らの語るところによれば、昔この湖中にはいろいろな魚や貝が豊富であり、周辺は原始林におおわれて、一朝この山に入ると、シカの角もたくさん拾うことができたし、オオウバユリの根も掘れて、他の部落の者からうらやましがられたものだという。事実、この春採湖の四周をめぐる台地の上には、彼らの生活跡と思われる窪穴が数百も発見されている。

その春採湖が、いまは見るかげもなく佗しいものになってしまった。その凋落はアイヌ民族の衰退とともに始まり、和

人の侵出とともに進んだ。原始林は容赦なく伐り倒され、周辺の山々が禿げ坊主になったばかりでなく、釧路市全体が木の無い街と化した。三つあった大きなチヤンは二つまで壊されてしまったし、湖畔は埋め立てられた。市役所そのものが学校を建てるために水面を埋め立て、浄水場の廃水を流し、療養所も汚水の流し口にしていく。

一番大きな加害者は太平洋炭鉱で、そのズリ炭を処理するために、二回にわたって南岸の埋め立てをしたばかりではなく、そのときの許可条件に違反しながら、いまま選炭汚水をこの湖に流しこんでいる。そのために湖面の約三分の一を失ったばかりか、この選炭汚水のために湖底は浅くなり、昔は九メートルもあつた水深がいまでは五、六メートル程度になり、ボートを浮かべ得る範囲も極少に狭められて、ほとんどの水域も表面下一尺ほどのものとなった。

さすがに豊富だった魚類もいまでは影をひそめ、鱒もいるかどうか分からないほどになり、天然記念物として指定された鱒鮒生息地としての諸条件は、まったく破壊されようとしている。こんな無用の長物化した湖面なら、いっそのこと全面的な埋め立てをして土地造成をした

ほうがよい、という乱暴な議論も行なわれるようになった。

しかし、こうした心ない人々のやり方に対して、次第に批判の声も高まってきた。昭和の初年から釧路考古学研究会を組織していた人々は、先住民族の遺跡を発掘するからなら、これらの遺跡遺物の保存と同時に、自然の保護ということにも力を尽し、あるいは遺跡の表示をやったり、土石の乱掘を戒めたり、春採湖に棲む鱒鮒の天然記念物指定をちとつたり、大きな貢献をした。

また地質学者は、春採湖の生成過程を地質学的に明らかにし、二〇万年前には海面はいまより四〇メートルも低く沖合一三キロまで陸つづきであつて、古第三紀層の上に根室層や釧路層群が発達し春採湖はまだ存在しなかつたのであるが、その後四回にわたる水河期を経て、海退あるいは海進現象が見られ、最高時にはいまの海面よりも一〇メートルほど高いところまで海水に浸されたこともあるが春採湖はこうした地質学的な変遷を経て現在にいたつた海跡湖であるから、水面下二メートル以下の湖水層は海が閉じこめられたときの海水であるから、その鹹度はきわめて高く、生物のほとんど住め

ない、死の水で、世にも稀らしい湖水であると同時に、この周辺にくると、古第三紀層の古い岩層から春採層、天寧層、雄別層、双連層や沖積層にいたるまで、あらゆる地層を一望の中におさめることができるという、春採湖の学問的な価値を世に紹介した。

また植物学者は、釧路地方は冷温帯地方から亜寒帯地方への移行地帯の中に入るもので、かつては札幌と同じように、ハルニレの大樹がうっそうと茂っていたことを回顧しながら、いまはそれらの巨木が伐りつくされて、第二の更新林となつてはいるけれども、ミズナラ、ハリギリ、ナナカマド、シラカンバ、エゾニワトコ、エゾスグリなど二〇余の樹種が残存していることを明らかにし、さらに草本植物ともなれば、シバナ、ホソバノシバナ、エゾノツルキンバイ、シカギク、アツケシソウなどはもう姿を消してしまつたけれども、高地性と北地性とを兼ね合せているこの地帯は、海端から高台一帯にかけて四季こもごも、いろいろな高山植物が咲き乱れ、その種類も三〇〇余種に上っている。

たとえばヒメイチダゲ、キジムシロ、クロユリ、スズラン、オオアマドコロ、ヤマブキシヨウマ、ツリガネニンジン、エ

ゾフウロ、サワヒヨドリ、エゾリンドウ、サワギキョウ、クシロワチガイ、クシロハナシノブ、クシロネナシカツラから、マイヅルソウ、ハクサンチドリ、オニシモツケにいたるまで、高山植物として珍重されている草木が春採湖周辺にいまも消えずにいる事実をハッキリさせることによつて、植物学的にもこの地帯を大切にしなければならぬことを訴えた。

その他の文化人もまた、あるいはアイヌ民族の伝説と生活に郷愁をさそい、あるいは丹頂鶴、青鷺、白鳥の飛来をうたい、あるいは緑少ない釧路の殺風景を春採の一角で保持しようと考え、あるいはそのたたずまいをカンバスに描いてアピールした。

こうしたなかから世論は次第に好転して、春採湖埋立論は影を薄くしていった。ことに議会人がヨーロッパ各都市の自然保護の実体を知り、先進の都市においてはその区域の四〇パーセント以上を緑と公園に割りあてていることを見ておどろき、春採の自然をもっと大切にすべきことを主張するようになった。こうした空気の中から、これらの人々が相集まり、昭和三十八年八月七日春採湖を守る組織としての「春採湖の会」が成立した。

x

春採湖の会の目的は、要約していえば春採湖の自然を旧に復して近代化するということである。復元と近代化ということとは互いに相矛盾する概念のようであるけれども、春採湖の場合、単に植林し、魚族を殖やして、原始時代の姿を復元するばかりではなく、秩序のある計画性や組織性を考慮して、近代社会の感覚に適合するものでもなければならぬから、決して相対立するものではない。春採湖の会はこの目的を達するために、まず報道機関の協力を得て、春採湖の価値をあらゆる面から市民に向けてPRし、会員も三〇名から八〇名に達し、勧誘すればいくらかでも入会者をふやすことができるような状況にある。

春採湖の会は市に向けて、緋鮎の生息状態の調査を求め、数回にわたつて理事者と懇談会を持ち、早急な公園計画の樹立を要請し、植林の急務なることを進言してきた。なによりも大きく採りあげているのは、水質汚染の問題である。これは先にも述べたように、太平洋炭鉱の選炭水の流水を主として起こっている問題であるが、炭鉱では、すでに沈澱池を他に設置して、汚水は流していないと強弁しているのであるが、現実には紛炭まじりの泥土が湖中に砂洲をつくり、年々一〇

〇メートル程度も埋まってゆくのであり春採湖の会員は昼夜を分かたず熱心に調査をつづけて、不実な行動を調べあげてきた。

こうして世論は高まり、議会においてもしばしば選炭汚水の流入問題を探りあげて問題とした結果、太平洋炭鉱もついに八〇〇万円を市に寄託して泥土の浚泄を行なうことになった。八〇〇万円といえば、相当な金額であるけれども、一隻の浚泄船を入れて作業を行なつてみたところでは、水面下一尺程度の浚泄を行なつて、合計二〇〇メートル平方の面積でしかなかった。被害地域の数十分の一にしか当たらない地積であるから、これをもつて解決したとは全然認められるわけにはいかない。春採湖の会としては、さらに泥上げの拡大による湖面の復元を要求しつづけている。

会はこのほかに、その季節々々に応じて、あるいは花見をやつたり、月見の会をやつたり、ときには清談会も催しているが、その中でとくに市民に親しまれているのは、春採湖水祭である。釧路市では八月の七日に港祭り行事として港内で花火大会が行なわれ、八月の十六日、いわば仏送りの日には新釧路川で花火と灯籠送りが賑やかに催されている。

これらと符合をあわせて、八月の十一日、すなわち仏迎えの日にちなんで春採湖水祭りを行ない、すでに四回をかきねているが、これは他の催しのように騒々しいものではなく、湖水の上や周囲にたくさんの篝火を焚き、近辺の子供たちが総出であんどん行列を作って湖辺をめぐる、ひなびた、そしてまた懐しい雰囲気のお祭りであり、いまは市民の期待を集めている。

春採湖の会はこうして市民によるこぼれ、自らも楽しみながら、熱心に春採湖を守る活動をつづけてきたわけであるがその努力がついに実を結んで一大飛躍を上げる段階になってきた。

明四十四年は釧路市の開基百年にあたるので、諸種の行事がとり行なわれるわけであるが、その記念事業として春採公園整備事業を行なうことに決定したからである。すでに審議会を通り、総額一〇億の予算を内定し、公園内に博物館を移転し、老人ホームを新設するなどの計画もふくまれている。

一時、動物園や水族館を建設するとの声もあった。これらは、なるほど必要な施設ではある。けれども三万坪以上を動物園に割くとしても、その適地はないし

これらのものは他に場所を求めて作っても差しつかえないもので、自然を復元して近代化しようとする春採湖の環境はこれらの施設によって、まったく別のものに変化してしまうという理由から沙汰止みとなり、静かな自然環境に適合したたとえば「子供の家」などをこの間にちりばめつつ、大規模の植林や水質保持のための護岸、泥上げなど、明年から着手してゆくことになった。

苦小牧郷土文化研究会

アオサギ棲息地保護に対して、苦小牧市長と苦小牧港開発会社に対して陳情を行なった。陳情内容を記述すると、つきのとおりである。

明野地区アオサギ棲息地保護についてお願い

このことについて、本会では昭和三十八年より生態及び環境などの調査を毎年実施しておりますが、最近埋立工事の急激な進展により、営巣地が消滅される寸前の実情にあります。つきましては、自然保護の見地から、該地区を保存されま

すよう特段のご高配をお願い申しあげます。

(土屋祝郎)

アオサギ棲息地保護に対して、苦小牧市長と苦小牧港開発会社に対して陳情を行なった。陳情内容を記述すると、つき

のとおりである。

このことについて、本会では昭和三十八年より生態及び環境などの調査を毎年実施しておりますが、最近埋立工事の急激な進展により、営巣地が消滅される寸前の実情にあります。つきましては、自然保護の見地から、該地区を保存されま

- 1 営巣の図示
- 2 調査年月日
- 3 調査概要

イ、営巣地の数及び面積
ロ、アオサギの羽数

ハ 巣の数

ニ 営巣状態

ホ 習性と食性

ヘ 営巣の現状

ト その他の野鳥

イ 保護区

ロ 保護の理由

以上のごとく、アオサギの渡り鳥としての学問的価値づけを行ない、かつ詳細にわたっての説明をなし、認識を求めたのである。

昭和四十三年度に至り、土地の所有者である苦小牧港開発株式会社に対し、再度の陳情を行なった。陳情文は再度陳情につき今日までの経過を織りこみ、最後の願いを内容に盛りこんだのである。

明野地区のアオサギ営巣地の保護についてのお願い

このことについてはすでにお願ひ申しあげ、かつ、格別の御高配をいただきご理解ある処理に対しましては感謝をいたしておるところであります。

先自行なわれました北海道自然保護協会の総会におきましても、いまでは北海道にしか棲息しなくなったアオサギの保護対策について協議され、野幌原始林内

の営巣地の餌供給源の方策など具体的な決定をみました。

当地のアオサギ営巣地はご承知のとおり、国道三十六号線の第一幹線に沿って一キロメートルの地点にあつて、いまでは街の中にあるコロニーとして、特色ある天然記念物とされています。

本年も多数飛来して目下雛を育てつつある状況であります。本会といたしましても実態調査を行なうとともに、餌供給その他、環境保護の対策を研究中であります。

御社におかれましてもこれが保存を図るため、自然保護の面からまことに喜ばしいことと、敬意とお礼を申しあげることでありませう。

つきましては緊急対策として、この営巣地に容易に入れないよう、木柵を設けることが必要と存ぜられますので、添付写真などご参照のうえ、木柵(、パラ線など)設置について、格別のご高配を賜わりますよう、懇願申しあげることでありませう。

この懇請が苫小牧港開発株式会社主脳陣に深く理解されるところとなり、同年秋、木柵パラ線張りの保護柵が第三号営巣地一帯に張りめぐらされたのである。

おもえば、昭和四十一年の陳情以来三年の歳月を経て、われわれの願いがかなつたのである。

アオサギは、四月にはまた飛来してくる。三号営巣地を毎年求める一群の、だれにもおびやかされない楽しい営巣の交響樂が、あるいは低く、あるいは高く、澄みきつた明野の空にこだますることであらう。

ピリオドを打った国道三十六号線明野地区アオサギ保護運動は、苫小牧郷土文化研究会の活動として時間をかけたが、見事な成功であつたことを確信するものである。

付記

アオサギ保護運動の調査記録抄

① 位置

苫小牧市明野地区明野橋北西一・五キロメートル

② 調査

第一次 昭和三八・六・一六

第二次 〃 三九・六・二八

第三次 〃 四〇・六・二七

第四次 〃 四一・八・二一

第五次 〃 四三・九・八

③ 営巣地の面積(昭和四十年調査)

第一号営巣地 不明

第二号 〃 約一〇、〇〇〇m²
第三号 〃 (三、〇三〇坪)

④ アオサギの数(昭和四十年調査)

概数 約二四〇〜五〇

⑤ 巣の数

九八個 昭和三十八年

八八個 昭和三十九年

七〇個 昭和四十年

沼沢地帯のため、踏査困難につき巢の數に違算はあるが減少しつつある。

⑥ 営巣の状態

ハンノキの約八メートル前後の股に、直径一センチくらいの枝木を組み合わせ直径一メートルくらいの巢で、産卵個数は四個前後、強風にあおられ雛がふり落とされて死するものが、かなりな數にのぼっている。

とくに産卵後、カラスの群が卵さらいの拳にいで、これが防禦策はまったくない。良策なきか、腐心している。

(会長——門脇松次郎)

苫小牧の自然保護活動

内陸掘込式人造港の完成に伴い、苫小牧市周辺の勇払原野は各種企業が進出、大工場群が林立し、一大コンビナートを形成しつつある。道央新産業都市の拠点として確かに各種工場の誘致は必要であるが、企業誘致と工場群の建設は近代産業の発展、市政の伸長とはうら腹に、千古の姿をとどめていた原野の景観を破壊し、鳥獣は消え、貴重な遺産である自然

および文化財は永遠に失われてしまうことであらう。

苫小牧市では築港工事以来、完全な都市計画を樹てるべく数度の計画変更を行

なってきたようであるが、今日のような企業の進出状況では、まだまだ積極的な自然保護を盛り込んだプランを作成することは困難のように思われる。行政的な面はさて置き、現在、苫小牧市の自然を護り、この貴重な遺産を後世に残すべく努力をしている団体があることは、力強い限りである。

*

その一つは苫小牧郷土文化研究会である。会は昭和三十五年四月に発足され、自然保護対策部、文化財保護対策部、考古部、民芸部よりなる総合的な文化団体

である。

その目的とするところは創立以来「郷土文化の向上に寄与する」ということで現在まで各種の事業を行なっている。その中の一つ、自然保護対策部は当初、動物、植物、地質部に細分されていたが、一昨年の総会で急激な自然の破壊に対処するため新たに統合されたものである。

自然保護対策部は過去に植物を中心にウトナイ湖周辺と、糸井海岸の植物分布調査、明野アオサギコロニーなどの調査を行ない、その調査結果はすでに発表刊行されている^①。しかし、現在当面する

問題とし、樽前山の総合調査とウトナイ湖周辺の保護、明野アオサギコロニーの諸問題である。

樽前山は毎年激増するハイカーによって踏み荒らされ、持ち去られるタルマイソウなどの高山植物群のお花畑と、天然記念物、樽前山溶岩円頂丘への登はんである。

ウトナイ湖周辺は、市街地の発展とともに苦小牧の憩いの場所としてクローズアップされ、各種のレジャー産業が進出し、白鳥の渡来地、冬のスケート場などとして遠く札幌方面からも訪ずれる人のため、湖周辺に一周道路を建設しようとするものである。

さらに、明野アオサギコロニーは、すでに本誌第四号にて報告した問題である^②が、その後、苦小牧港開発会社の絶大なる好意により、埋立地とコロニーの境界線にバラ線をはり保護のために、郷土文化研究会の意向を全面的に受け入れてくれたわけである。自然保護対策部では、これらの問題とはまた別に、緑ヶ丘公園を中心とする金太郎沢周辺の樹木および湿原植物群を保存し、野外植物園を作る計画なども発表し、市当局に数度にわたって陳情を行なっている。

以上のように広く苦小牧市周辺の開発に注視し、積極的にその保護と保存のために活発な運動を推進しているわけである。現在、門脇松次郎氏を会長に、学生・有識者など八〇名の会員を擁し、自然保護と文化財保護運動を中心に活躍している。

なお研究の成果は「郷土の研究」として発表され、すでに第二集を刊行している。また、その活動に対しては昭和四十二年、北海道文化財保護協会などから表彰されている。

その二は、苦小牧市白鳥保護委員会である。白鳥保護委員会は例年十一月から四月にかけて、胆振地方唯一の白鳥渡来

地として知られるウトナイ湖に飛来する白鳥を保護するため、営林、林務、警察署、猟友会、観光協会、市、教育委員会などが集まり、昭和三十六年十二月に組織結成されたものである。

事業としては毎年飛来する白鳥の状況調査、傷ついた白鳥の保護、白鳥愛護思想の啓蒙などであるが、最近は郷土文化研究会と提携し、白鳥のみならず、広く苦小牧周辺の野鳥を対象にその保護に力をそそいでいる。とくに一昨年より、長野と日本鳥類保護連盟よりの委託による坊主山周辺の野鳥調査である。

それらの調査結果は貴重なデータとして、専門家に提供されている。白鳥調査も昨年から総合調査として、単にウトナイ湖のみでなく、巨視的な立場から道東地方、下北地方などと情報を交換しあい、広く北日本の視野から調査研究を押し進めようとしている。

現在、市より補助金を受け、前記の各団体よりの委員四〇名によって運営に当たっている。会長は、苦小牧市長・大泉源郎氏である。委員会の調査研究成果は、「苦小牧の白鳥」としてすでに第一、第二集が刊行され、昨年十二月第三集を発行している。これらの実績については、昭和四十年北海道知事ならびに日本鳥類

保護連盟より表彰されている。

*

以上、苦小牧郷土文化研究会と苦小牧市白鳥保護委員会の自然保護活動のあらましを述べたが、ほかに北海道大学高丘演習林、王子製紙、岩倉組、最近では臨海工業地帯に進出し、工場建設の際、敷地内に生育する樹木を残しながら工場建設をした日之出化学など、苦小牧の自然を愛し、その保護のため、日頃努力を払われている機関・企業も決して少なくないことをつけ加えておく。

註① 苦小牧地方植物分布図——中居正雄 一九六七「郷土の研究」第二号附録

註② 埋められたアオサギコロニー——門脇松次郎・畑宮清太郎 一九六八「北海道自然保護協会誌」第四号

(苦小牧市白鳥保護委員会——佐藤一夫)

野生生物保護基金日本委員会の 設立経過、および活動

この委員会の結成について述べるには
まず、世界野生生物基金(The World
Wildlife Fund—略称WWF)について
簡単にふれなくてはならない。

WWFは一九六一年九月十一日、チェ
ーリッヒにおいてスイス法のもとに設立
された。WWFの基本理念は、自然保護
に理解をもつ全世界の人びとから寄付を
集め、その資金を本部および支部にプ
ールして、それを世界各地の危機に瀕して
いる野生生物や自然環境保全のために支
出して、滅びゆく自然を人類文明の脅威
から守ることにある。

つまりこの基金の大きな特長は、自然
保護を地球全体という観点から行なおう
という点にあり、今日の世界各地におけ
る文明の進展や交通機関の発達からみれ
ば、当然いつかは考慮されなければなら
ない問題であった。

WWFの組織はかなり高度のものであ

り募金から資金配分に行たる事務系統、
自然保護のための学術調査系統、海外活
動を強化するための拡大運動系統などが
みごとに組織化されている。支部は現在
十カ国にあるが逐次増加の一途にある。

わが国には支部はなかったが、WWFで
はすでにトキの保護のために約三百万円
ぐらゐを日本宛に支出している。

WWFを紹介するには、もっと多くの
紙面を費さなくてはならないが、本稿の
目的は、WWFの歴史を描くことではな
い。したがって、WWFそのもののくわ
しい紹介はべつの機会にゆずるとして、
とにかくそういう超国家的な自然保護団
体がスイスに存在するということを、心
にとめていただきたいと思います。

そしてわれわれの野生生物保護基金日
本委員会は、このWWFが展開しつつあ
る大規模な自然保護活動—WWF運動—
に参加する目的をもって結成された。W

WWFでは、数年前からわが国に対して支
部設立の要請を行なっていたが、それは
実現するにいたらなかった。理由はいろ
いろあるが、主な原因はWWFの支部と
して要求される条件が、わが国の国内の
現状にそぐわない面を多々備えていたた
めである。

しかし、WWF運動はなんとかしてわ
が国においても、国民運動にまでたかめ
る必要のあることを痛感し、われわれは
まず日本の実状に即した形で基金を発足
させることにし、昨年(昭和四十二年)九
月二十六日に古賀忠道博士を中心にして
野生生物保護基金日本委員会(Wildlife
Fund Japan Committee)を結成した。
発起人および役員は次の諸氏である。
発起人および役員(イロハ順、敬称略)

- △池田真次郎 井上万寿蔵
- △今泉 英一 石神甲子郎
- ▲ 畠山 蔵六 本田 正次
- 。 戸川 幸夫 岡田 要
- 。 高野 伸二 田村 剛
- 。 根本 進 中坪 礼治
- 。 山階 芳麿 ▲藤原 英司
- * 古賀 忠道 品田 穰
- 。 千家 哲磨

事務局は東京都台東区上野動物園内、
東京動物園協会内(郵便番号一一〇)に
置かれ、事務局長には同協会の金塚賢次
氏が就任した。顧問、評議員などは未定
であるが、近日、理事会において討議さ
れる予定である。

わが国には、すでにいくつもの自然保
護団体がある。そして各団体はそれぞれ
に、特色ある活動をつづけている。そこ
にまたひとつ、われわれが新しい団体を
結成する目的は何なのか。それは先にも
記したとおり、自国の自然だけでなく、
世界の自然をも、人類としての立場から
対象としようというもので、WWF運動
の理念を積極的に実現することに狙いが
ある。したがってこの新しい委員会は、
やがて将来WWFの日本支部に発展すべ
き性格を備えたものである。

われわれの委員会が結成されたのち、
昨年十一月に古賀博士はスイスのWWF
を訪問して、この件についての打合わせ
を行ない、その基本線はWWFのマンス
リー・レポート一九六八年十一月号によ
って確認された。

ではわれわれのWWF運動への積極的

(*)理事長 ▲常任理事。理
事)

さらに昨年末、上野動物園不忍池分園において、不忍池に飛来する野生のカモに与える餌の販売が動物園当局によって開始された。この売上金は、動物園から当委員会に寄贈される予定である。

(II)の資金配分については、集まった資金の二分の一をWWFに贈り世界の自然の保護に役立て、残る二分の一を国内の自然保護に使用する。この国内使用分については、既成の保護団体ならびに委員会が必要と認めた先へ配分するわけであるが、どこへいくら贈るかについては当委員会の分科会である資金配分委員会によって審議されることになっている。

(III)の自然保護思想普及活動については、まだ具体策が打ちだされていない。今後、理事会において積極的に討議されることになるであらう。

以上で、だいたい設立経過のあらましと活動の一端を述べたわけであるが、なにごんまだ発会してから日が浅いため具体的活動については記すことが少ない。今後われわれは多角的な活動を予定しているが、この運動の目的達成には、わが国における既成の自然保護諸団体ならびに政、財、学術、一般など、社会全般の広い理解と協力が絶対必要であり、こ

で紙面をかりて関係諸先輩ならびにこの方面に関心をもたれる一般の方々のご協力をお願い申しあげます次第である。

なお、最後に当委員会の紹介記事を書くため、本誌の誌面を御提供下さった北海道自然保護協会理事長・北大教授井手責夫、ならびに同会幹事・北大農学部の上井達一助教授に心から御礼申しあげたい。

付記

野生生物保護基金日本委員会々則

Wildlife Fund Japan Committee

- 一、本会は野生生物保護基金日本委員会と称す。
- 二、本会は世界野生生物保護基金(WWF)ならびに、国内における自然保護事業に協力することを目的とする。
- 三、本会の事務所は、財団法人東京動物園協会内に置く。
- 四、本会はその目的達成のために、次の事業を行なう。

- (一) 寄付金の募集
 - (二) 資金獲得のための事業
 - (三) 収集された資金の配分
 - (四) 自然保護思想普及のための事業
 - (五) その他必要な事業
- 五、本会に次の役員を置く。
- (一) 理事長 一 名

理事の互選による

(二) 理事 十五名以内

(三) 監事 二 名

六、本会は名誉会長を推戴することができる。

七、本会に評議員若干名を置くことができる。

八、本会に顧問を置くことができる。

九、本会の資産は寄付金、その他の財産よりなる。

十、本会の会計年度は、毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終わる。

十一、本会の資金の配分は、別に定める規定による。

十二、本会に事務局を置く。

十三、事務局長、およびその他の事務員は、理事長が任命する。

募金配分規程

財団法人

観光資源保護財団の設立

昭和四十三年十二月、首題の保護財団の設立が運輸大臣から認可された。

従来、観光資源の保護は、文化財保護法、自然公園法をはじめ種々の法律にもとづいて、国または地方公共団体の手によって行なわれてきているが、その実体は国または公共団体の手にのみゆだねていては、とうてい万全を期することは困

第一条 野生生物保護基金日本委員会の募金は、この規程に定めるところにより配分する。

第二条 収集された募金は左記により配分する。

一、二分の一は、WWF本部に送金する。

二、残りの二分の一は、国内自然保護事業団体に配分する。

第三条 国内自然保護事業団体は配分委員会が選定し、理事会の承認を得る。

一、配分委員は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第四条 募金の配分は、理事会の承認を経て理事長が実施する。

(常任理事—藤原英司)

難な状態にある。

最近わが国の観光資源は、産業の開発や行きすぎた観光開発の進展、観光客の不徳行為などによって破壊損傷を受けることが多くなり、これをそのまま放置することは、ひとり国民全体にとってこのうえない不幸をもたらすばかりでなく、わが国の観光事業の破滅をまねくことと

なる。

この意味から日本観光協会、国際観光振興会をはじめ観光関係団体の中で、イギリスのナショナル、トラストのような団体を結成して、その保護にあたるため具体的な検討をはじめた。

わが国でも民間の保護団体は各地につくられており、運輸省観光局の調査によると、全国で八四団体を数えている。しかしこれらの団体は、いずれも組織的にも財政的にもまことに弱体であり、またこれらの組織によって保護されている資源は、全部で一、二五五件あるが、そのうち約六割は保護状態が悪く、悪化または衰滅にひんしているといわれる。

イギリスのナショナル、トラストはわが国にも知られた保護団体であるが、現在一、〇〇〇以上の建物と三〇万エーカーの土地を所有し、これらの土地から生ずる利益、賃貸料をはじめ、基金、寄附金、遺贈金、入場料、会費などのほか、政府の補助金を得て強大な組織となっている。

このたび認可された観光資源保護財団は、有志の寄附を主体とする財団法人で各地に設立されている保護組織の行なう保護行為に対して、補助金または助成金を捻出することを主な事業としている。

どのような対象に補助、助成を行なうかの決定はまだ検討中であるが、主として地方公共団体と、じゅうぶん連絡のうえでその意見を尊重して行なわれるであろう。この団体は既存団体への補助助成だけでなく、みずからの手で保護対象物を取得し、または管理することを考慮しているが、当初は地方団体への補助助成が重点となる見込みである。そのほか、観光資源の保護について建議陳情を行ったり、保護思想の普及や調査研究なども併せて行なうことにしている。

このような民間団体の運営上もつとも重要なことは、いかにして財源を確保するかにあることはいうまでもないが、これについては、直接関係を有する観光業界はもとより、一般財界、地方公共団体からなどの寄附金、拠出金に期待がもたれている。また、一般の国民の参加も呼びかけ、額は少なくとも多くの国民の支持によって運営される意向である。

つきにこの保護財団の設立趣意書、ならびに同財団寄附行為を記載する。

財団法人観光資源保護財団

設立趣意書

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するもので、社会的、文化的、経済

的にきわめて重要な役割を果たしているところでありますが、国土の開発が進展するに伴い、文化財やすぐれた自然の風景地などの観光資源は、やもすれば破壊損傷を被ることも多いのであります。申すまでもなく観光資源は、長い歳月を経て造られたものであり、それは過去と現在をつなぎ将来への発展の足がかりを与えるものでありまして、進展し続ける現代文明の中に生きるわれわれ国民にとりましては、きわめて貴重な存在意義を有する国民的財産であります。このよ

うな観光資源は、ひとたび破壊されるならば、その復元は全く不可能にもひとしいのでありまして、これら観光資源を保存することにつきましては、国においても多くの関係法令を制定され、保護対策を講ぜられているところでありますが、このようなことは、ただに国の施策に依存するのみでなく、国民がみずからの手で保護し、正しく利用しつつ後世に継承しようとする意欲を醸成し、かつ、実行することこそが、必要と信ずるのであります。

欧米諸国の例に徴しましても、英国においてはすでに一八九五年にナショナル・トラストの発祥を見、米国においては一九四九年に、またフランスにおいても

一九六七年に、それぞれ同様な趣旨のもとに保護団体が結成されているのであります。

幸いにして本年は、明治百年の記念すべき年に当り、国土再認識への気運も起りつつある時でありますので、観光事業に関係を有し、あるいは観光資源の保存に深い関心を寄せる有志が相諮って、ここに財団法人「観光資源保護財団」を設立する次第であります。

本財団は、このような国民的使命を果たすため、政府および地方関係機関ならびに既存の関係諸団体とも密接な連絡をとりその協力を仰ぎながら保護対象の取得、管理、あるいは助成を行なうとともに、ひろく観光資源保護思想の普及、埋もれた観光資源の調査、開発、保護対策の研究を進めるなど、総合的、かつ、強力な活動を展開して、観光資源をその環境とともに保存し、活用を図ることによる、観光の健全な発展を促進し、もって国民生活の文化的向上に寄与したい所存であります。

以上の趣旨にご賛同を賜わり、ご指導ご協力をお願い申し上げますとともに、本財団に積極的にご参加下さるようお願いいたします次第であります。

財団法人観光資源保護財団

寄 附 行 為

第一章 総 則

(名称)

第一条 本財団は、財団法人観光資源保護財団という。

(事務所)

第二条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第三条 本財団は、国民的財産として後世に継承するに足る観光資源を保存し、かつ、その活用を図ることにより、観光の健全な発展を促進し、もって国民生活の交差的向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(一) 国民的財産として後世に継承するに足る観光資源の認定

(二) 前号により認定された、観光資源(以下「保護対象」という)の所有者、管理者等に対する補助金、助成金等の交付

(三) 保護対象の取得および管理運営

(四) 観光資源に関する保護思想および知識の普及向上

(五) 観光資源に関する調査研究、なら

びに情報の収集および提供

(六) 政府および関係機関への観光資源の保護に関する建議または陳情

(七) 本財団の健全な発展を図るために必要な関連事業の経営

(八) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第二章 資産および会計

(資産の構成)

第五条 本財団の資産は、次の各号をもって構成する。

(一) 財産目録に記載された財産

(二) 補助金または助成金

(三) 寄附金品

(四) 会費収入

(五) 資産から生ずる収入

(六) 関連事業による収入

(七) その他の収入

(資産の種別)

第六条 本財団の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

二 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(一) 基本財産として、指定して寄附された財産

(二) 理事会において、基本財産に繰り入れることを議決した財産

三 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第七条 本財団の資産は、会長が管理し

その管理方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

二 本財団の資産のうち基本財産は、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の四分の三以上の、評議員会において出席評議員の三分の二以上の、それぞれ議決を得、かつ、運輸大臣の承認を得て、その一部に限り処分しまたは担保に供することができる。

(経費の支弁)

第八条 本財団の経費は、普通財産をもつて支弁する。

(事業年度)

第九条 本財団の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(剰余金の処分)

第十条 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、理事会の議決を得て、その全部または一部を基本財産に繰り入れるか、若しくは翌年度の普通財産に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第十一条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(一) 事業報告書

(二) 収支に関する決算書類

(三) 財産目録

二 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、理事会に提出しなければならない。

三 会長は、前項の書類および報告書について理事会の承認を得た後、これを事務所に保存しなければならない。

第三章 役員等

(役員)

第十二条 本財団に次の役員を置く。

(一) 会 長 一名

(二) 副会長 八名以内

(三) 理事長 一名

(四) 常務理事 一名

(五) 理事 三〇名以内

(六) 監 事 二名以内

(七) 評議員 八〇名以内

(八) 監 事 二名以内

(役員を選任)

第十三条 会長は、評議員会において選任する。

二 副会長、理事長、常務理事、理事および監事は、評議員会の同意を得て会長が選任する。

三 評議員は、学識経験者および会員のうちから理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第十四条 会長は、本財団を代表し、業

務を総理する。

二 副会長は、会長を補佐して業務を統括し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位によつてその職務を行なう。

三 理事長は、会長及び副会長を補佐して本財団の業務を総括し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を行なう。

四 常務理事は、理事長を補佐して本財団の業務を掌理する。

五 理事は、会長の定めるところにより業務を分掌する。

(役員任期)

第十五条 役員任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

二 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

三 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

(役員解任)

第十六条 役員が次の各号の一に該当するときは、会長は評議員会において、副会長、理事長、常務理事、理事及び監事は評議員会の同意を得て会長が、評議員は理事会の同意を得て会長が、解任または解嘱することができる。

(一) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(二) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第十七条 役員は、すべて名譽職とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

二 常勤の役員報酬は、理事会の議決を得て会長が定める。

(総裁)

第十八条 本財団は、理事会および評議員会の決議により総裁を推したいことができる。

(顧問)

第十九条 本財団に、会長の委嘱により顧問を置くことができる。

二 顧問は、本財団の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

三 顧問の任期は、二年とする。ただし再任を妨げない。

(参与)

第二十条 本財団に、会長の委嘱により参与を置くことができる。

二 参与は、本財団の業務に関し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

三 参与の任期は、二年とする。ただし再任を妨げない。

第四章 会議

(種別)

第二十一条 会議は、理事会と評議員会とする。

(会議の構成)

第二十二条 理事会は、理事をもつて構成し、議長は、会長がこれに当る。

二 評議員会は、評議員をもつて構成し議長は、評議員の互選とする。

(理事会の招集)

第二十三条 理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

二 会長は、理事の三分の一以上または監事から会議の目的である事項を示して理事会招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から二十日以内に招集しなければならない。

三 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時および場所を示した書面をもつて、開催日の七日前までに通知しなければならない。

(評議員会の招集)

第二十四条 評議員会は、会長が少なくとも毎年一回招集するほか、会長が必要と認めるとき招集する。

二 会長は、評議員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して評議員会招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から二十日以内に招集しなければならない。

三 前条第三項の規定は、評議員会の招集に準用する。

(理事会の議決事項)

第二十五条 理事会は、この寄附行為に別々に定めるもののほか次の事項を議決する。

(一) 事業計画および収支予算

(二) 事業報告および収支決算

(三) 国民的財産として後世に継承するに足る観光資源の認定

(四) 保護対象の所有者、管理者等に対する補助金、助成金等の交付

(五) 評議員会に附議する事項

(六) その他重要な事項

二 理事会は、前項第一号から第三号までの事項について議決しようとするときは、評議員会の議を経なければならない。

(評議員会の審議事項等)

第二十六条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、重要事項を審議する。

二 評議員会に、前条第一項第三号の事項を調査審議するため、観光資源専門委員会を置くことができる。

三 観光資源専門委員会の委員は、評議員会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議の定足数および表決等)

第二十七条 会議は、理事または評議員の過半数の出席がなければ、それぞれ会議を開き議決することができない。二 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

三 会議に出席できない理事または評議員

員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の出席者に表決権の行使を委任することができ、この場合には、その理事または評議員は、それぞれに出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第二十八条 理事会および評議員会の議事については、それぞれ議事録を作成しなければならない。

二 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長および議長が指名した出席理事または評議員二名以上がこれに署名押印するものとする。

(一) 会議の目的である事項、日時および場所

(二) 構成員の現在数および出席者数

(三) 議事の経過の概要およびその結果

第五章 会 員

第二十九条 本財団に、会員をおくものとする。

二 会員は特別会員と維持会員とする。

三 会員は、本財団の運営につき意見を述べ、かつ無料または実費をもって、刊行物の配布を受けるとともに、本財団の施設を利用し、その他本財団の主催する行催事に参加することができるものとする。

(特別会員)

第三十条 特別会員は、次のとおりとする。

(一) 保護対象を寄贈した者

(二) 保護対象の管理、利用について契約をした者

(三) 保護対象を所有または管理するものであって、本財団と同趣意をもって設立された団体

(四) 五〇万円以上を寄附した者、またはこれに相当する物品の寄贈、もしくはは役務の提供をした者

(五) 本財団の事業に特に貢献したと認められた者

(六) 本財団の事業に特に貢献したと認められた者

(維持会員)

第三十一条 維持会員は、次のとおりとする。

(一) 毎年会費として二万円以上を納入する団体またはこれに相当する物品の寄贈もしくは役務の提供をする団体

(二) 毎年会費として一、〇〇〇円以上を納入する個人

(入会)

第三十二条 本財団に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し会長の承認を得なければならない。ただし特別会員については、理事会の同意を得て会長が別に定めるところによる。

(退会)

第三十三条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届け出るものとする。ただし、特別会員については、理事会の同意を得て会長が別に定めるところによる。

(除名)

第三十四条 会員が義務を怠り、または本財団の名誉を汚し、あるいは信用を失うような行為があつたときは、理事会の議決によつてこれを除名することができる。

第三十五条 退会した者または除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費等、その他本財団の資産に対して何等の請求をすることができない。

第六章 事務局

(事務局)

第三十六条 本財団に、事務局を置く。

二 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第七章 寄附行為の変更および解散

第三十七条 この寄附行為は、理事会において理事総数の四分の三以上の、評議員会において評議員総数の三分の二以上の、それぞれ議決を得、かつ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第三十八条 本財団は、理事会において理事総数の四分の三以上の、評議員会において評議員総数の三分の二以上の、それぞれ議決を得、かつ、運輸大臣の許可を受けなければ解散することができない。

第三十九条 本財団の解散に伴う残余財産の処分は、理事会において理事総数の四分の三以上の、評議員会において評議員総数の三分の二以上の、それぞれ議決を得、かつ、運輸大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第三十九条 本財団の解散に伴う残余財産の処分は、理事会において理事総数の四分の三以上の、評議員会において評議員総数の三分の二以上の、それぞれ議決を得、かつ、運輸大臣の許可を受けなければならない。

第四十条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

附 則

一 略

二 略

三 略

四 本財団の設立時における基本財産は次のとおりとする。

金一、〇〇〇万円

(日本観光協会北海道支部事務局次長)

——楡金 幸三)

米国民シヨナルトラスト

米国民シヨナルトラストの性格

米国民シヨナルトラストは、米国の歴史および文化上重要な地域、建造物その他の保護に一般市民の参加をうながすべく、米議会の憲章に基づき設立された唯一の民間機関である。政府機関ではないトラストは、その財政を主として会費と会員の自主的な寄附とで賄っている。

ナシヨナルトラスト設立の背景

重要な建造物や歴史的地域は、公私の別を問わず、米国民族の歴史と子孫に伝え残すべきものの確実な証拠である。

しかし、これらの過去と現在と未来とを結ぶべきならば、絶えず破壊の恐怖に直面している。ブルドーザーの排除技術、破壊車のとどろき、味気ない商業主義、心得違いの無教育な修復作業、および米国民族の確実な統一性に無配慮で、計画された都市開発や道路開発は、無知と無関心がまきおこす危険を十分に物語って

いる。

その結果、米国独特で、しかも置換えのきかない無数の建造物や、その環境が破壊されてきた。

ナシヨナルトラストの機能

トラストは一九四九年に設立されて以来、理事会 (Board of Trustees) によって管理されている。理事会は、特に置き換えのきかない建造物や地域、すなわちアメリカのランドマークともいえる米国の遺産を保護保存する際の方法と、手段の助長に関与している。

全国的な保護計画に関する業務と、出版活動、助言および委託活動、会議、ゼミナールの開催、保護計画の助成活動、遺産所有権の獲得を通じてトラストは、米国の保護運動を率先している。米国の保護計画には、誰でもナシヨナルトラストに加盟することで、参加することができる。

個人、非営利団体および一般会社のす

べてが、トラストの会員になることができる。トラストは、会費と会員の自主的な寄附に大いに依存しているのである。ナシヨナルトラストに加盟すること

個人会員の特権

個人会員は

- ・トラストの一般業務に関して、投票権が与えられる。
- ・遺産保護年次大会に出席し、大会時の重要地域視察旅行に参加できる。
- ・地域及び特別セミナーに参加できる。
- ・保存問題やその技術に関して、トラストの助言サービスを利用できる。
- ・図書館、および保護関係文書を利用できる。

- ・電話あるいは文書で、情報や助言を得ることができる。
- ・会員証でトラストの所有物を無料で見学できる。
- ・英国ナシヨナルトラストの正、あるいは準会員になる資格が与えられる。さらに

- ・雑誌、ニューズレター、年次報告書をはじめ刊行物・書籍リストなどナシヨナルトラストの刊行物が提供される。

営利団体および一般社会員の特権

非営利団体および一般社会員は

- ・上述の刊行物が提供される。
- ・トラストの事業会議で投票権が与えられる(代理人による投票も認められる)
- ・事業会議や保護会議、セミナーに代表を派遣することができる。
- ・トラストの委託助言サービスを利用できる。

- ・ナシヨナルトラストのマークと「member of the National Trust for Historic Preservation」の標語を、書簡紙や刊行物に使用できる。
- ・会員証を掲示できる。
- ・トラストの年次大会や、保護会議で展示会を開催できる。
- さらに

- ・トラストの刊行物で適切宣伝される。
- 要求あり次第、トラストに関する情報を提供します。なお、会員申込書と会費一覧を参照。

—— 年会員申込書様式 ——

氏名

住所
個人

正会員 \$ 一〇
寄与会員 (Contributing) \$ 二五

維持会員 \$ 一〇〇
永久会員 \$ 一〇〇〇

永久会員には一般永久会員、Spon-
sors, Donors, Patrons, Benefactors,
Fellows があり、\$五〇〇〇以上の

寄附金額に準じている。

学生会員 \$ 五
保存専門家正会員 \$ 五

非営利団体会員
通常会員 \$ 二五
寄与会員 \$ 五〇

維持会員 \$ 一〇〇以上
図書購読料 \$ 三

一般会社会員 \$ 一〇〇以上

ナショナルトラストは史的財産を受け
一般大衆の利用と楽しみのために財産を
維持することができる。トラストが所有
し管理する史的建造物は九軒で、そのう
ち三軒は、ワシントン D.C., N.W. ジャ
クソンプレイスに所在するデカチュール
ハウス(一八一八—一九)〔博物館は一九
六七年春に再開される。三階と元のサー
パント部屋はナショナルトラストの事務

局になっている〕、リーズバーク近郊の
オートランズ(一八〇〇—〇三)〔四月、
十月の間午前十時から午後五時まで公開

フランス観光資源保護協会連合会

フランスの「顔」は過去十数世紀にわ
たって、徐々にその自然と国民によって
形造られてきたものであり、いまや毎年
何百万人というフランス人、外国人が観
賞のために訪れている。

政府ないし公共団体は、このフランス
の「顔」を保護し、さらに美しくするよ
う早くから歴史的記念物、自然景観保護
立法を行ってきた。また近くは、都市
の保存、国立公園、地域公園設立のため
の措置もとられている。

さらに建築許可を与える際の規制につ
いては、すでに二十年前から行なわれて
いる。こうした公的な場における努力の
結果はかなりの成果を生んではいるが、
なお、実施方法上の欠陥もあって、十分
とはいえない。登録され、分類されてい
る二五、〇〇〇件にのぼる記念物だけを
みて、財政面で年々カバーされている
ものは、その必要とされるものの半数に
すぎない。重要建築物でさえ荒廃の危険

される」および、ミドルタウン近くのペ
ルグロープ〔アナウンスメントで公開さ
れる〕である。

にさらされているのが現状で、教会修道
院城館の多くが十年のうちに廃墟と化す
のではないかとあやぶまれている。まし
て田園の古い村々などは、住民の都市移
動のためうち捨てられているといってい
い。たまたまこれら旧村が存続するとし
ても、そこにある家々は全く様相をかえ
る建て直し、近代化の対象以外のもの
はない。これは、都市にある古い家々に
ついても同様である。

かくのごとき状況は、むしろ歴史的記
念物、自然景観にとって危険でさえある
はずの絶えざる発展をつづける観光が、
いまや保護の機会となるに至っているほ
どなのである。

一方、都市住民による別荘購入が、田
舎の由緒深い家や村を救うという事態も
また現われている。現代の交通手段の発
達が、歴史的記念物や価値ある地域を開
拓し、国民の新しい層をしてこれらに触
れさせる機会を与えている。いいかえれ

ば、すでに何年も前から民間のイニシア
ティブによって、これまで知られること
の少なかつた興味深い記念物が新たにさ
れ、ますます多くの人たちに観賞され、
多くの若人達が荒廃、放棄のまま朽ちよ
うとする建築物などを保護する事業に意
欲を持ち始めるに至っている。

段々と多くの人にフランスの美が単に
代替されている文化遺産としてのみなら
ず、経済的意味の資本として、破壊すべ
からざるものとの認識が高まりつつある
のである。

すでにずいぶん以前から、多くの民間
団体が非営利の活動として全国的な規模
あるいは県、市、村のレベルで、わが国
の豊富な文化遺産、自然を保護しようと
する動きをみせている。とはいっても、
これらの諸団体は多くの場合、会員や指
導者の信念と行動の熱意だけを武器とし
その財政面では、とるにたりない拠出金
と、篤志家のいくばくかの寄附金程度の
ものしかもってはいなかった。このよう
な状況にありながら、彼らが実現してき
たものには実に興味深く、高く評価さるべ
きもので、まさに奇蹟に近いといってい
いだらう。

このような努力は、もはや個々の危険
負担の中に放置しておいてはならない。

これらの諸団体は今後、心おきなく活動できるようにすべきであり、そのための資金方策もさらに一そう拡充されるべきである。

以上の諸点に鑑み、このフランス観光資源保護協会連合 (F.N.A.S.S.E.M.) が結成されたのであり、本連合会が、従来バラバラに活動してきた諸団体を結束させ、相互協力の体制を築くための力となったのである。ここにいう諸団体とは、いわゆる保護団体であり、観光協会、青少年団体であり、その資格、名称の如何をとわず、自然および文化遺産の保存のために非営利目的において活動している団体である。

効果をあげるために重要な条件として考えられることは、全国的規模の活動と地方、地域規模での活動を併行して行うことである。このため、本連合は全国的諸団体のみならず、地域、地方レベルの諸活動もまた、連合体として総合され目的達成のため有効に活動している。

本連合の行なう活動は、つぎの三つの範ちゅうに分けられる。

① 一般大衆、建設関係者相方に対し、個人の家ないし集合的な建築物の修繕などに際して、その地域の性格、美観に有

害な誤りを犯すことのないよう教育すること。とりわけ、その建修築の様式が周囲との調和をこわすこと、色彩などもわが国のやわらかい色調と不調和なものとならないよう指導する。

上記の立場から、本連合は以下のごとき事業を行なう。

(a) 建築業者および関係者向けに、フランスの地方ごとに建築上注意すべき点についての解説助言を内容とする、ブロンシュアー類を発行すること。

(b) フランス各地で、資格の如何を問わず建築に責任ある立場の人々(公務員、技術者、建築家、企業家)を対象とし、各地方の当局者権威者の出席を得て会議を開催すること。

(c) 新聞、ラジオ、テレビ、映画を通じて、わが国の歴史的資源、自然景観の保護を目的とするキャンペーンを行なう。

(d) 学校教育の場から、国民的遺産の重要性、それらがさらされている危険、およびそれに対処する方法などをフランスの若者達に認識させる。

② 大衆の中に核を創りあげるために大衆自らを保護事業に参加せしめることたとえば、ある県の独自の記念物、典型的な村落の保護など、郷土愛が発揚される

ような具体的、かつ象徴的な事業に参加させる。その場合地方当局、地方の各種団体と緊密な連繫をとり、できるだけ多くの善意なる意志を吸収し、保護される記念物、村落のもっとも有効なる活用を可能ならしめるよう配慮する。

こうして事業の最初の試みとして、目下マルセイユの "Vieille Charité" の保護事業が進行中である。

以上の事業遂行のため多くの財源確保が必要であり、つぎのごとき寄附金控除の措置がとられている。(課税総法乙第二三八条は、UNATを通じて保護のために支出される額は、その総売上高の一〇〇〇分の一または収益の一〇・五%を限度として、課税対象から除外されるとしている)。

③ 修復された建築物を文化目的余暇目的への活用をはかること。

修復、保護されたものを博物館としてしまふのは避けるべきである。逆に、現代の生活の中に再びとり入れてゆかなければならない(たとえば青年の家、週末パカンス・センター、文化センターへの活用など)。そのためには、需要と供給を調節する必要があるし、古い遺産の若がえりのための基金も必要である。

以下の一〇県で試験的に進められる。
AIN, AVEYRON, BASSES-ALPES, CALVADOS, COTES-DU-NORD, DORDOGNE, EURE, ORNE, SARTHE, YVELINES, 等々。
F.N.A.S.S.E.M.の派遣員が、各県一名ずつすでに指名されている。その他の県については、近くまた選定することにならう。

連盟規約大意

I—連盟の目的および構成

第一条 フランス観光資源保護連盟 (F.N.A.S.S.E.M.) は、第二条に記載された利益を護ることを目的として、保護協会、青少年協会および観光協会を統合する。

一種会員 (a) つぎに定められた協会を創立メンバーとする。

- ・ 鉄道関係者観光協会
- ・ フランス古代建築協会
- ・ フランス・アルパインクラブ
- ・ 古代邸園協会
- ・ Cotar-aux
- ・ フランス山岳連盟
- ・ 城壁保護協会
- ・ フランス芸術保護協会
- ・ フランス考古学会
- ・ フランス旅行クラブ
- ・ 観光および旅行協会

・全国観光協会連盟

二種会員 (b) 新加入協会は、本連盟とともに共通の利益を護り、その活動はフランス全域におよぶものとする。加入の場合は、本連盟理事会上承認されなければならない。

三種会員 (c) 関係協会に所属する否とを問わず、地域単位、あるいは県単位で本連盟の目的に合致した活動を行なっている協会は、本連盟理事会上承認されなければならない。

四種会員 (d) 正会員、あるいは名譽会員は内外を問わず、個人の資格で理事会によって加入を認められることができる。

第二条 本連盟はフランスの芸術的、歴史的、自然および観光のための遺産を構成する建築物、および風景を工業文明の発達の結果、それらを脅かす危険から護ることを目的とする。

この目的のために本連盟は、各加盟協会がその自主性と特殊性を尊重しつつそれぞれの活動方法を促進することを助長し、また関係省庁によって提案された活動を、各加盟協会との協力の下に発展させる。

本連盟の目的は参加協会の目的と明確に区別されなければならない。

このことから本連盟は、とりわけ以下

のことを目的とする。

—文化および観光の両面から見て、特に興味深い建築物および風景の保護を組織化するために、全国観光協会連盟 (UNAT) の仲介により、官民を問わず広く財政的協力を訴える。

UNAT との間に結ぶ協定では、集められた資金の使用については本連盟理事会の権限を規定するものとする。

—保護の指定を受けた建築物の文化的利用、および余暇利用を促進するためのあらゆる指導を行なう。

—参加協会の同意の下に、それらの活動を調整するための可能なあらゆる手段をとる。

—本連盟は、政府に対する意見を独占しない。
各参加協会は、関係省庁と個々に関係を結ぶのは全く自由である。
—一般大衆に対する情報提供および広告、建築に関する専門的助言を冊子の発行、会議の開催、新聞、ラジオ、オテレビの使用によって強化する。

第三条 本連盟の存続期間は無期限とする。
本部はパリに置く。

第四条 第一種会員、第二種会員、第三種会員および個人会員は年間一〇〇フラン (七二九・二円) の会費を本連盟

に支払う。

会費の額は、総会の決定によって変更することができる。
名譽会員の資格は本連盟に対して、現在貢献しつつある者、あるいは過去において貢献した者に対して理事会が与えることができる。本資格を有する者は年次会費を支払うことなく、総会に出席する権利を得ることができる。

第五条 本連盟の会員資格は、以下の場合に失なう。

(a) 団体会員の場合

(1) 協会規約に従って、協会の脱会が決定したとき

(2) なんらかの重大な理由のためにあるいは協会が連盟に対して協力を拒否したために、理事会が会員資格の剥奪を発表した場合で、さらに協会から総会に対して上訴が行なわれなかったとき。協会の会長は事前に説明を求められる。

(b) 個人会員の場合

(1) 辞職のとき

(2) 会費の不払い、あるいは重大な理由のために理事会が会員資格の剥奪を発表した場合で、さらに協会から総会に対して上訴が行なわれなかったとき。本会員は事前に説明を求められる。

第六条 本連盟は二十四名のメンバーから

II—管理および機能

第七条 理事会は三カ月に少なくとも一回、および会長が召集したとき、あるいはメンバーの四分の一以上の要求があったときは開催される。

議決を有効とするためには、少なくともメンバーの三分の一の出席がなければならない。

会議の報告書を必要とする。

報告書は会長と書記の署名を必要とする

らなる理事会によって管理される。

設立参加団体は、理事会におけるそれぞれの議席を要求することができる。また第一種メンバーの場合は、任期は無期限である。
他のメンバーは、総会における無記名投票によって二年間任命される。
少なくとも三分の一の議席は、協会の代表者、あるいは地域単位、または県単位の協会連盟の代表者によって占められなければならない。

欠員が生じた場合は、可及的速やかに新メンバーを任命する。
新任メンバーの任期は前任者の任期までとする。

理事会は、メンバーの中から無記名投票によって会長一名、副会長三名、書記一名、会計一名、顧問一名を選出し事務局を設置する。
役員任期は二年間で、理事会メンバーの国籍はフランスでなければならない。

第七条 理事会は三カ月に少なくとも一回、および会長が召集したとき、あるいはメンバーの四分の一以上の要求があったときは開催される。

議決を有効とするためには、少なくともメンバーの三分の一の出席がなければならない。

会議の報告書を必要とする。
報告書は会長と書記の署名を必要とする

る。

報告書は各ページに番号を付し、空白個所または削除箇所無しに本連盟の本部に保管する。

第八条 理事会のメンバーは、委託されている職務を理由にいかなる報酬も受けてはならない。

会費の払い戻し自体は可能である。ただし、関係者を除いた理事会の決定を待たなければならない。また、審査の対象となるべき正当性が必要である。

第九条 総会の構成は以下の通りとする
——すべての第一種メンバーからの一名の代表者で各協会の理事会によって任命された者。

——本連盟に加盟している地方あるいは、県のすべての協会からの一名の代表者で、各協会の理事会によって任命された者。

——個人会員
——名誉会員

総会のメンバーは、投票権無しに討議に参加できる個人会員、および名誉会員を除いて全員投票権を有する

第十条 総会は、一年間に少なくとも一回、および理事会の要求したときあるいは、投票権を有するメンバーの四分の一の要求があつたときには開催されなければならない。

総会の議事日程は理事会が調整する。総会の事務局は、理事会の事務局がこ

れを兼任する。

総会は理事会の管理、および連盟の財政状態などに関する報告を受ける。

総会は終了した事業の会計報告を承認し、新事業の予算を議決し、議事日程にふくまれている質問事項に関して討議する。

また、必要があれば理事会メンバーの更新を行なう。

第十一条 会長は、民事上すべての活動において本連盟を代表する。会長は、支出に関しては責任を負う。

会長は、内規に定められたところに従って債権の譲渡を行なうことができる。裁判の際、会長は特別委任の代理人によつてのみその職を代行される。

本連盟の目的達成に必要な不動産の獲得、変更、譲渡、上記不動産の抵当の設定、九年を越える契約、財の戻入れ、借用に関わる理事会の決定事項は総会の承認を得なければならない。

III 財政規約

第十三条 本連盟の資金は以下のものから成り立つ。

——会員からの会費
——国家、各県、およびその他の地方公共団体からの補助金
——本連盟所有の資産、および有価証券による利子および収入

第十四条 準備資産は以下のものから成り立つ。

——会費払い戻し準備金から生じる資金
——本連盟の運営に必要な不動産

——年間予算の節約から生じる資金
準備資産に含まれる動産資産は記名国債、一九四五年十一月二日付政令およびその付帯事項の施行によつて設立された投資会社の記名証券、あるいは前払い保証としてフランス中央銀行が認める記名有価証券に投資される。上記動産資産は政令によつて認められた場合に限り、他の記名証券を買う場合にも使用される。

第十五条 金銭の収支は毎日、必要があれば物品収支も記帳する必要がある。前年度中に認められたすべての補助金から生じる資金の使用に関しては、毎年担当官の監査を必要とする。

IV 規約変更および解散
第十六条 規約の変更は、理事会の提案があつたとき、あるいは総会を構成するメンバーの三分の一以上の提案があつたときに、総会において行なうことができる。

上述いづれの場合にも、変更の提案は議事日程に組み入れられる。その場合、議事日程は少なくとも十五日前に各メンバー協会に通知されなければならない。

総会は、メンバーの半数以上で構成されなければならない。出席者が不足の場合、少なくとも十五日後に再び総会を開催し、そのときは、たとえ出席者のときの決議事項は有効とする。いかなる場合でも、規約は出席者の三分の二以上の賛成がなければ、変更することができない。

第十七条 連盟の解散に関して討議するために召集された総会は、メンバーの半分以上の出席を必要とする。出席者が不足の場合、少なくとも五日後に再び総会を開催し、そのときは、たとえ出席者が不足していても討議を行ない、そのときの決議事項は有効とする。

第十八条 解散の場合は総会は、本連盟の資産の清算を担当する一つ以上の委員会を設置する。連盟はその資産を類似の公共機関に、あるいは一九三三年一月十四日付法令第三十五条に定められた機関に付与する。

V 雑則および付帯事項
第十九条 会長は本連盟の行政および管理に生じたすべての変更を、セーヌ県知事に対して三カ月以内に通知しなければならない。

第二十條 本規約の適用上の細則は理事会によつて採択し、総会の承認を得て

決定される。

第二十一条 第一次理事会の構成員は下記のとおりとする。

本第一次理事会は、一九六八年六月三十日以前に開催される総会まで連盟の管理を担当する。

本総会は理事会を継続させる。

英国のナショナル・トラスト

英国のナショナル・トラストは、文化財保護と自然保護のうえに非常に強力な広範な活動をしている。私は昨年夏、渡欧の際に、わざわざロンドンにナショナル・トラストの本部をそのためにたずねて、いろいろ話しを聞き、資料をもらってきた。そのうちとくに書記 J・F・W・ラスボーン氏の記述によって「ナショナル・トラスト」をここに紹介したい。

日本において、また北海道において、自然保護のかけ声だけは一応世間に聞えるようになったが、その実状はまことにいまだしといわねばならない。そしてまた、まことに無力である。実際に自然保護を有効に推進するためには、やはり強力な法的規制と「ナショナル・トラスト」のような国民的組織が必要な段階に来て

第二十二条 会長は理事会の名において

一九〇一年七月一日付法令および同年八月十六日付政令に定められたところの声明、および公布に関するすべての手続きを行なう。

——一九六七年十月十九日——

(国際観光振興会の訳による)

いるといわねばならないのである。

国民的組織が必要である、ということ私は私記したが「ナショナル・トラスト」は、まさしく国民的組織なのである。これは往々にして誤解されているような政府の機関ではなくて、田園や古い建築物を愛し、国民とその子孫のために、歴史上の遺跡や自然美の場所を保存したいと願う男女の作る「協会」なのである。したがってその経理は、税金によってまかなわれるのではなく、一般公衆の自由な支持による寄附金によるものである。

「ナショナル・トラスト」の設立は、一八九五年にさかのぼる。湖水地方に住んでいて、この地をこよなく愛していた文筆家としても名のあった教区牧師の、

キャンノン・ロインズレー、サレーの広々とした地方をこよなく愛していた法務次官のサー・ロバート・ハンター、熱心な社会福祉事業家のオクダヴィア・ヒル女史、

この三人の公共精神に富んだ博愛家たちは工業の盛んになるにつれて、英国の田園と古代建築とが脅かされることをいち早く予見したのであった。そして故ウエストミンスター公、および後にはルイ王女をうしろだてにして、商務省の認可のもとに、利益の追求を目的とするのではなく、国民的歴史的遺跡と自然美の場所の保存を目的とする団体として、「トラスト」が発足したのである。

トラストが最初に獲得した財産は、北ウェイルズの the Barmouth Estuary を見おろす断崖地方の四・五エーカーの地所であった。これにひきつづいて、まもなくサセックスの Arlinton にある十四世紀の木造の牧師館が手にはいった。発足以来、最初の三十年間に一般の支援が増大し、寄附や遺産贈与によって得た基金をもとに、海岸や湖水地方や古い建築物の一群がトラストの財産となった。そして一九〇七年には、トラストの所有にかかる土地や建築物は、永久に安全に保存せられるように、議会によって特別の条令が定められたのである。この

一九〇七年のナショナル・トラスト条令の、もっとも重要な条項の一つはつぎのとおりである。

第二十一条の二

「本条令の通過後、いかなる土地、または保有物（建築物をふくむ）も、ナショナル・トラストに付与せられるにいたったときには、委員会 the Council は議決によって、その議決によって指定せられるところの土地または保有物、またはその部分がまさしく国民の利益のために保持せられるべきが相当であつて、したがってかかる土地または建築物はナショナル・トラストによって保持せられるべく、したがって譲渡し得ざるものなることが決定せられ得る」

トラストの所有物の大多数は、この譲渡し得ないという神聖犯すべからざる地位をもつものである。したがってトラストは、その譲渡し得ざる土地を売ることも抵当にいれることもできない。その土地は議会の特別な権能なくしては、強制的に獲得せられることはできない。そして一九五〇年の財政条令によって、この譲渡し得ざる土地に結ばれている金は、贈与が効力を発する瞬間から、遺産相続税を完全に免除せられるのである。

トラストのおもな性格の一つは、つね

にその柔軟性にあつたのである。課税の引き上げと遺産相続税が、英国の地方貴族の屋敷と財産の将来を脅かす危険のあることがさとられるにいたつた。これらの地方貴族の巨大な屋敷は、歴史的魅力と結びついてイングランドの特別な榮光であつて、文明に対してイングランドがかつて生み出したもつとも顕著な寄与である、といわれるものである。

トラストの一九三四年の年次総会で、ロシアン侯はこれらの屋敷を脅かす危険に警告を発して、これらを維持する計画を進めた。そして一九三七年に、議会は特別条令を制定して、地方貴族の屋敷とその家具を、風景や古代建築同様にトラストに保存せしめることとした。ロシアン卿は彼自身の屋敷であるノーフォークのブリックリング屋敷を、その家具地所ともに、彼自身の意志によつてトラストに寄贈した。そしてこれによつてトラストは、地方貴族屋敷の保存計画をたてるにいたつたのである。

この計画によつて、地方貴族屋敷は、(その家具調度ともに、またはこれを別として)それを永久に保存するだけの適当な基本財産をそえて、トラストに寄贈せられる道が開かれたのである。しかも寄贈者とその子孫は、一般公衆がこの

屋敷を適当な範囲で訪問し得るといふ交換条件で、ここに、トラストの所有物として無料で生活をつづけ得るのである。すなわちトラストは、これらの地方貴族屋敷を生氣を失つた博物館として保存するのではなく、可能であるかぎり、その屋敷と伝統的に結ばれた家族によつて生活の行なわれている家庭として、これを保存しようとするのであつて、その内部の価値ある絵画、家具、美術品ともども、一定の計画のもとに公衆の接近し得るものとしてこれを保存するので、現在こうした屋敷は一二〇以上に達しているのである。

これらの屋敷を、その現在の使用状況によつて区分してみると、たとえばつぎのとおりで、これらの諸例はトラストのこの計画のもつ柔軟性を理解するに役立つであらう。

- (a) 寄贈者またはその家族によつて、全体、またはその一部が居住されていゝ家屋 Knole, Chiveden, Coughton Court, Sizerngh Castle, Wightwick Manor, Sourhead,
- (b) その一部が共同住宅に改められ(現在なお、住みこまれている)家屋 Polesden Lacey
- (c) 個人の居住者に借された家屋

Blicking Hall

(d) 公共の使用に引きわたされた家屋 Atingham (成人教育カレッジ——したがつて部分的には寄贈者の未亡人・パーウィック夫人によつて一部住宅に使用されている)

Dinton Park (Y・W・C・Aの休暇ホーム)

Wilderhope Manor (チース・ホステル)

トラストは、その所有の家屋屋敷ができるかぎり居住されることを希望するが、なかには居住されずに、博物館として使用されているものがある。そのもつとも著名なもののはつぎのとおりである。

(e) Montacute Ham House (Ministry of Works に貸与し、ヴィクトリア博物館とアルバート博物館の管理下にある)

イングランドの気候や温度から見て、

イングランドの庭園はよそと比較して、おそらくよりよいもののひとつである。しかし、これを維持するには非常に費用がかかるし、もし放置されると人間の手になるもののうち、もつとも荒廃しやすいものである。

そこでトラストは最近になって、王立園芸協会の助力を得て、重要な庭園を獲得し維持する計画をたてた、そして、過去数年間にグロースターシャーのハイドコート・マナーの諸庭園や、王立園芸協会会長 Lord Aberconway の北ウェイルズの Bodnant にある著名な庭園を手するにいたつた。

トラストはまた偉大な人々が生活し、働いていた歴史的住居をも所有している。たとえばキプリング、コラリッジ、ワーズワース、エレン・テリイ、トーマス・ハーディ、T・E・ローレンス、ウルフ将軍、カーライル、ベアトリック・ポッターなどの住居で、これらすべては、その著名な所有者を偲ぶ調度や記念物をおさめている。これらの歴史的住居のうち、もつとも最近に獲得されたものは、バーナード・ショーとウインストン・チャーチルの住居である。

トラストの財産は村全体を所有するもの三 (Lacock, West Wycombe および Chidding stone) 農場、歴史的な廢墟と製粉所、寺院、中世の居酒屋と郵便局、ノーサンバーランド、ハウスステッドのハードリアンの城壁の古代の遺跡、Stral

(Cheshire) の十八世紀の紡績工場、重要な鳥類保護地や自然予備地——これらすべてを合わせると一、〇〇〇以上の財産と、四〇万エーカー以上の土地に達する。そのほかにも制限つきの契約で、さらに五二、〇〇〇エーカーの土地を守っている。

スコットランドには、ナショナル・トラストの支部がある。

ところで公衆はもちろんであるが、トラストのメンバーでさえも、これらの広大な土地のすべてを思いのままに歩く自由がある、と考えるならばまちがいであ

る。トラストの広い土地の大部分は湖沼地帯、ウエイルズとコーンウォールの海浜、あるいはサレーとハンブシャーの共同所有地や森林地などにある。もちろん公衆は、これらの場所にまったく自由に接近し、それを楽しむことを奨励される。

しかし同時にトラストは、明白な理由から同様には公衆に開放されていない、数千エーカーの土地をも所有しているのである。公衆が利益をそこから受け得ないようなトラストの財産は、それではどう

いう任務をもっているかと問われるなら、これには二つの答があるのである。

第一には、それは農場であつて、これはトラストにとつて収入をもたらし、また収入の源となるので必要欠くべからざるものなのである。第二には、農場として適切な農場が保存せられることで、公衆はまた非常に現実的な利益をもうけるのである。

そしてこれらの農場は、与うるかぎりの最高の標準に達し、その最高の標準を保持すべきことがトラストの政策なのである。もしこれらの畑や牧場が消滅したり、雑草におおわれ、荒廃したりするならば、イングランドのもつ本質的な美しさの大部分が失われることは疑いないことである。しかも多くの場所で、このことがすでに起こっているのであり、いっそう多くの場所でこのことが当然起こるうとしているのである。

トラストの所有する農場で、そういうことの決して起こらないようにするということは、トラストのもつとも重要な仕事のひとつであるのである。したがってたとえば数年前に、キラートンの地所がリチャード・アクランド卿によつてトラストに寄贈されたことがあるが、こうした大きな農場がトラストに寄贈されたり遺贈された場合に、トラストは単にある地代が収入としてつけ加わったというふうには考えるべきではなく、これらの農

場がじょうぶな収益をあげて、しかも田園の美に永久に寄与するように管理する最優秀の地主の手にわたされ、永久にその状態を継続することを意味すると解釈しなくてはならないのである。

トラストの日々の仕事は、僅か四〇人（書記およびタイピストを除く）の有給職員（その大部分は土地代理人であるが）によつて行なわれる。この四〇人はロンドンの本部と、イングランド、ウエイルズ、および北アイルランドの各地に散在する一五の地方支部で働いているのである。

しかしトラストの重要な政策は、委員会によつて定められる。ロンドンの本部の七つの本部委員会、五つの地方委員会、八五の地域委員会がある。これらの委員会のメンバーは、土地管理、建築、美術、森林、造園、宣伝広告などの専門的知識をもった人々で、本人の自由意志から無報酬で、トラストに対して非常に尊い奉仕を行なっている多忙な重要な人々なのである。この自ら進んで行なう奉仕こそ、トラストの真の伝統であるのである。

トラストの行政上の主要な問題のひとつは、委員会内部（偉大な人々や、偉大

な専門家の多くは非常に熱心な人々である）のバランスを保持することであり、一方では、その日々の仕事において、公衆の利用と財産管理のバランス、保存と進歩の間のバランスの問題がある。この場合、保存といつても近代的な改良は絶えずすすめられているのであつて、美学的研究をすすめる一方で、浴室、電灯、その他、手洗所はいわずもがな、公衆の利害に関してじつに複雑な多くの施設改良の問題がある。

また、たとえば Potesten Lacey の手入れのよくゆきとどいた庭園には、全然紙屑その他の不潔物がないうのに、そこからはほんの数厘離れたボックス・ヒルでは、数トンの塵芥が運び去られねばならない、ということも興味のあることである。

トラストの財産管理上必要なことは、これが一般の私有財産管理上の問題につけ加えて、公衆の利用と、寄贈者ないし後援者の利害との矛盾の調節である。また建築学、考古学、家具、絵画、植物学、動物学などに関して、あるていどの知識も必要である。管理者は、これらの諸部門について専門的な知識をもつ必要はないが、いつこれらの専門家の忠告が必要となるかをじゅうぶんに心得ていなくて

はならない。

トラストの管理上じゅうぶん認識していなくてはならぬことは、トラストが全体として公衆の利益のために存在しているということ、したがってトラストは、公衆のひそかな批評や不平によく耳を傾けて、公衆の提案を虚心に受け入れる用意がなくてはならない。そしてその管理運営において、もっとも高い標準を示さなくてはならない。が、おそらくトラストの直面するもっとも困難な問題は財政面である。

トラストはその性格上、収入に対しては、免稅措置が講ぜられている。しかしながら、労働の高騰と物価の値上がりは、維持管理費の増額の必要を余儀なくさせられる。ところで、その収入源はつぎのとおりである。

- (a) トラストの土地、森林、農場からあがる地代その他の収益。
- (b) 寄贈者がトラストに地方の屋敷を提供するにさいして、その維持管理のために、必要な基本財産をあわせて寄贈する。その基本財産からの収入がある。しかしこれらの基本財産の収入では、しだいに不十分になりつつある。そして寄贈者がじゅうぶんな基本財産

を所有していなかったため、これらの屋敷が提供されたというのが多くの場合である。

(c) 寄附および遺産の寄贈。一九六四年のあいだに、トラストは二〇万ポンド以上の遺産贈与をうけた。それらのうちのあるものは、農場その他の財産の管理の改善によって利益を得ることができるようになった。トラストは模範的な地主であろうと努力している。

(d) トラストの財産で、公衆に解放されているものへの入場料。トラストが一般に公開している場所を訪問する公衆の数は、一九六四年にはおそらく数百万にのぼっているが、そのうち入場料を支払わねばならぬトラストの財産を訪問した者の数は、およそ一七〇万であった。

(e) 会費、年二ポンド、同一家族のものは一ポンドの会費であるが、現在一五万五千人の会員があり、その会費は一年約一五万五千ポンドに達する。しかし、これはまだ到底じゅうぶんとはいえない。ハロルド・ニコルソンは「トラストはイギリス人のもっとも入会しているが、会員は入場料の課せられてい

るすべてのトラストの財産を利用し得るトラストの文獻(年報、財産目録、ニュースなど)の無料配布をうけ、国民のためにトラストが保存しているすべての財産のそれぞれの所有者である。

さて、トラストは国家からは独立したものであるが、たえず密接な連絡を保ち、その創設以来、すべての政府のはなはだ手厚い支持をうけてきた。そのいくつかの実例をあげると、

(a) いっ切の税金を免除されている。
(b) 一九四六年の五〇年記念アツピールに対して、六万ポンドの寄贈を国庫からうけた。

(c) 相続税の一部支払いとして、国庫が受けた財産の寄贈されたもの。たとえば、
Pentyn Castle
Cotehele (the historic home of the Mount-Edgumbe family in Cornwall)
Claremont Woods near Esher
Rainham Hall, Essex
Eaves and Waterlack Woods in Lancashire
Hard wick Hall.

(d) 国立公園条令と、田園地方へいた

る道路条令。この条令が設定されたことは、トラストが創始者である領域ではじめて政府が活動したということ、歓迎すべきことで、この条令の目的は、わが国の田園地方の美を高め、国民にそれを享受せしめることである。

(e) 地方貴族屋敷に関するガウア委員会の一九五〇年の報告によると、この委員会の推薦によって英国政府は、歴史的建造物委員会を設立し、歴史的建造物でその必要な修理をまかなえないものに対して、建設省に対して年額五〇万ポンド以内を補助することを勧告する機関とした。

トラストは財産の維持や獲得にさいして、中央政府のみならず、地方庁の財政的支援をも得ている。そういう支持がなければ、トラストと国民とが失ったであろう重要な財産がいくつもあるのである。たとえば、
Cumber Park, Nottinghamshire
Buckland Abbey, (これは Plymouth の近くで、サー・フランシス・ドレイクの歴史的建造物である)
Lyme Park, Cheshire

ところで、本稿は冒頭に断わったように、J・F・W・ラスボーン氏の報告に

基づいているのであるが、氏はここで新しい財産がトラストに受け入れられるひとつの実例を紹介している。

たとえば Blackacre 公園について述べているが、ここはブラックエイカー家が数世代にわたって居住してきたところで、建築上重要な価値のある広大な貴族屋敷で、美術絵画の蒐集品も多く、周囲は千エーカーの広さの庭園と遊園地があり、さらに二千エーカーの豊かな農場がある。現在の当主であるブラックエイカー卿は結婚して三人の子供があり、領地は安定していて、家族の財産としてじゅうぶんに実質のあるものである。

さて同家の管理人がトラストへ来て、もしこのまま同家がこの財産を所有していると、遺産相続税のためにこの財産を売らなくてはならず、したがってこの財産が分散してしまうので、トラストに提供したいというのである。トラストのラスポーン氏は、たとえそこが建築学上、また風景上重要であっても、その財産がそれ自体で自給自足するものでなくてはならない、ということを伝えたのであった。

そこでトラストは、まずその財産が国民的な重要性をもつものかどうかを、建築学的にまた歴史的に、調査決定するこ

とからはじめた。調査の結果はじゅうぶんな価値のあることがわかったが、つぎにその財政的調査をして、維持費、経費、修理費、暖房、保険などで年八千ポンドを要することがわかった。一方、農場の小作料地代、木材売却、入場料などを計算すると年五千ポンドの収入に達するの

で、年三千ポンドを投資しなくてはならないことになる。この実状が委員会で審理され、承認され、この財産に対する金融がみとめられ、トラストに受け入れることとなつて、財産受授が完了した。ブラックエイカー卿とその子供たちは、その屋敷に引きつづき居住することを望み、かつ卿は老齢で病弱なので、彼の生存中は公衆の閲覧は春と夏の間週に三日、庭園と陳列室とに限ることを希望した。この希望は法律的な拘束力はもたないが、道徳的な効力をもつこととなつた。

終局的には、ブラックエイカーの財産のうち、あまり重要でない五百エーカーを除く部分が、永久に保存されることとなつたのである。

以上、トラストの書記ラスポーン氏の報告をもとに紹介したのであるが、トラストはその国家的な多くの援助と協力と

にもかかわらず、それが国家とは独立した私の団体であるというこのために、多くの困難を負いながら、また自由な独自の活動をなし得ているのである。

そしてラスポーン氏がいつているように、トラストにとっては一人の富裕な寄附者によって一万ポンドを寄附されることよりも、一人によって一万ポンドを寄附されることのほうが、いっそう重要な意味をもつものである。こうした運動は、つねに広範な支持層を得ることによって、その進歩と発展とが得られるのである。

さて、英国の例にならつてアメリカにナショナル・トラストが設立されたのは一九四九年で、米議会の憲章に基づいて設立されたものであるが、民間機関であることは英国の場合と同様で、重要な建造物や歴史的な地域と環境とを商業主義の無制限な発展から守ることを目的として、アメリカ全土にわたる保護計画に関する業務と出版活動、助言および委託活動、セミナーの開催、保護計画の助成活動など広汎な活動を行なっている。

個人、非営利団体、一般会社などすべてがトラストの会員になり得て、会員はトラストの所有物の無料見学、地域およ

び特別セミナーへの参加、図書館および保護関係文書の利用、刊行物の供与などの特典のほか、英国ナショナル・トラストの正会員、あるいは準会員になる資格を得ることができることになっている。

以上ごく簡単ではあるが、ナショナル・トラストの概要を理解し得ることと思うが、わが国でも最近、観光資源保護連盟という組織を作つて、ある程度ナショナル・トラストの性格をも持たせようと考えているようである。これは、あるいはフランスの観光資源保護協会などを範としたものかも知れないが、多くのいろいろな団体をつくるよりも、よくその意図と目的を整理分類して、全体的な統合整理が行なわれるべきときかとも考えられるのである。

(北大文学部教授―井手實夫)

史的重要性、または自然美を有する地のためにナショナル・トラストを設立し、これに権限を与える法律

(一九〇七年八月二十一日)

史的重要性、または自然美を有する地のためのナショナル・トラスト(以下協会という)は一八九四年に、一八六二年から一八九〇年の会社法に基づき、利益を目的としない協会として、保証によって制限された会員の責で設立された。

そして協会は国民のために、美または史的重要性を有する地と(建物をふくむ)借地の永久保存を促進することを目的として、さらに土地に関しては(実施可能な限り)、その自然形勢の特色と動植物の生活を保存することを目的として設立された。

そしてこれらの目的の促進のために、協会は公共公園、山地、建造物をふくむ相応の財産を取得し、この法律の第一付則に明記された財産を、この法律の規定する限度と方法で所有する者、または利害関係をもちつてあるか、もしくははそのように考えられている。

そして国民は協会の保有する土地、建物および財産を享有することを許されているが、協会の財産の使用を法律化する、またはそれを保護する、またはそれを使用したり、そこに出かけたりする者として縮小するための十分な権限がない。

そして前述のように土地および建物を取得し保存するため、またそれらを永久に保存し、可能な限りそれらの破壊、損傷を防ぐため、さらに史的関連をもつかならぬ顕著なゆえに、建物、土地または財産の永久保存をするため、協会の業務を継続することを目的として協会は解散し、この法律の規定するように再組織され、この法律の諸権限が与えられることが適当である。

そしてこの法律の目的は、国会の許可なくしては達せられないものである。

ゆえに國王にはこの法律の立法化が御意にかない、本国会において上院および

下院の助言と同意、またその承認を得て以下のごとくに國王によって立法化されますよう。

第一条 この法律は一九〇七年のナショナルトラスト法という。

第二条 この法律では主題または内容が別に必要としない限り、「協会」は一八六二年から一八九〇年の会社法に基づき設立され、この法律によって解散した、史的重要性または自然美を有する地のためのナショナル・トラストを意味する。

「ナショナル・トラスト」はこの法律によって設立された、史的重要性または自然美を有する地のためのナショナル・トラストを意味する。

「ナショナル・トラスト」は保存の目的でナショナル・トラストに保有されている財産を意味する。

「評議会」はこの法律により任命されたナショナル・トラスト評議会を意味する。

第三条 この法律の制定後は協会は解散し、この法律の制定直前に協会の会員であつた若干の者、ナショナル・トラストに同意するあらゆる者、今後この法律の規定に従つて会員にならうとする者、協会の執行者、管理者、後継者譲受人はそれぞれ、今後「史的重要性または自然美を有する地のためのナシ

ョナル・トラスト」の名であげられる目的のために、この法律により法人に組織され、そしてこの名によつて永久継承および同一の印、および永代所有の許可証なしに土地および他の財産を購入し、保有し、処分する権限をもつ法人団体となる。

第四条 (一)ナショナル・トラストは国民のために、美または史的重要性を有する地と(建物をふくむ)借地の永久保存を促進することを目的として、さらに土地に関しては(実施可能な限り)その自然形勢の特色と、動植物の生活を保存することを目的として設立される。

(二)この法律の規定に従い、またその目的のためにナショナル・トラストは購入、寄付、その他によつて土地、建物および財産とそれらのいかなる権利、地役権または所有権および他のいかなる種類の財産をも取得し、永代所有の許可証なく保有することができる。そして土地を空地としてまたは公共の場として、また建物を公共の保養所または教育の場の目的で保有し、またその援助をすることができる。そして財産をいかなる公共の目的でも保管することができ、また公共の目的で献ぜられたいかなる財産の保管団体として、または保管人として行動することができ。そしてナショナル・トラストの日

的の促進のために、あらゆる行為、行動を行ない、望ましいと思われるあらゆる訴訟を起こすことができる。

さらにナショナル・トラストに属するか、ナショナル・トラストがなんらかの権利を有する財産に関して、その財産のために、その財産を訪れたり使用したりする者の便宜のために望ましいあらゆることをし、またそのための規定を作ることができる。そしてナショナル・トラストの土地および財産に対し、財産とナショナル・トラストが設立された目的に矛盾しない利益に応じて、所有者の権限を十分に行使することができる。そしてナショナル・トラストの基金をそのような目的のすべてに当てることができる。

第五条 ナショナル・トラストの収入または財産から、利益配当金または他の収益がナショナル・トラストの会員に支払われることは、いかなるときにもない。

第六条 この法律の制定直前に協会または保管者に帰属していたか、協会がどのようににも権限を与えていたか、またはこの法律の制定直前に協会の財産であったあらゆる土地、建物、権利および地役権、そしてこの法律の制定直前に協会または保管者に帰属してすべての金銭、有価証券、預金、動産物件その他いかなる財産、そして協会に

よつて結ばれ、この法律の制定直前に効力をもつた契約からの収益は、これらがこの法律の制定以前に協会または保管者に帰属していたと同じ程度に、また同じ財産と権利に関してナショナル・トラストに帰属することになり、この法律の規定に従いナショナル・トラストが、これらを適当と考えるところにより保有、享受し、損害賠償の訴訟を起こしてこれを取り、保存し、そして処分することができる。

第七条 この法律の規定に従い、協会の基本定款および通常定款は、その予期される実施はすべて無効とし、ナショナル・トラストとその会員は協会とその会員に適用された法律のすべての規定、拘束、および条件から免れる。しかしこの法律は、前述の基本および通常定款に関するこの法律の制定以前に招いた違反については、いかなる者にもその責または義務を免除せず、その違反に関する責または義務は継続し、この法律の別に規定するところを除いて、この法律が制定されていなかったならば協会によつて強制されたであろうとはば同様に、ナショナル・トラストによつて強制されることのできる。

第八条 この法律が特に規定する場合を除いて、この法律の制定以前に協会またはその会員がなしたすべての行為またはうけた被害は、ナショナル・トラ

ストが設立されておらず、この法律によつて前述の基本および通常定款が無効にならなかつた場合と同様に、有効である。

そして上述の設立および無効とこの法律はそれぞれ、上述のすべての行為と被害に、またもしナショナル・トラストが設立されておらず、前述の基本および通常定款がこの法律により無効となつておらず、またこの法律が制定されていなければ、上述の行為および被害に付随するであろう現在および将来のあらゆる権限、責任、請求権に従いその権利を侵すことはない。そしてそのあらゆる権限、責任、請求権については、ナショナル・トラストとその会員、およびその財産は事実上協会、その会員、その財産に相当する。そしてこの規定の一般性は、この法則の他の規定によつて制約をうけない。

第九条 この法律が別に規定する場合を除いて、この法律の制定以前に協会または協会代理人または他の者（その者の権利と責任を協会が引継ぎ現在有効である）によつて結ばれたか、なされたあらゆる売買、譲渡、契約は、協会または協会代理人に代つてナショナル・トラストが当事者であつたと同様の拘束力をもち、またナショナル・トラストの利害のあらゆる点で同じく十分な効力をもつて、実施される。

第十条 この法律は協会またはその会員が協会業務で係争中、または協会またはその会員が上述の業務に関連して、この法律制定直前に当事者であつた訴訟をとり下げたり、中止はせず、もしこの法律が制定されず、ナショナル・トラストとその会員がそれぞれ、前述の問題に関連してすべての点で、協会とその会員に代ることがなかつたときには、協会またはその会員がなしたであろうと同じ方法で、同じ効果をもつてナショナル・トラストがその訴訟を継続する。

第十一条 この法律の制定後は、この法律が別に規定する場合を除いて、ナショナル・トラストはこの法律の制定以前に協会が従わねばならなかつたすべての義務と責任に、あらゆる点で従いこれを果たす。そしてそのすべての義務と責任およびそのためのすべての費用を、協会の会員、評議員、事務員、用務員、およびそれぞれの代理人に保証する。

第十二条 協会の解散と協会の基本および通常定款が無効がなければ、証拠として受けとることのできたすべての書類、帳簿、文書は、上述の解散と無効にもかかわらず、すべての裁判所、その他で証拠として認められる。

第十三条 協会の解散と基本および通常定款が無効は、協会が上述の解散と無効

効がなければ関係していたか、権利をもつていたであろう財産の、いかなる捺印証書または他の証書または遺言による処分にも、影響を与えることはない。

第十四条 ナショナル・トラストの会員は(イ)普通寄付会員、(ロ)終身会員、(ハ)名誉会員、(ニ)地方通信、会員に分けられる。

(イ)普通寄付会員は年額千シリングまたは、それ以上をナショナル・トラストの基金に寄付する者。

(ロ)終身会員は、協会の終身会員であつたものと、今後ナショナル・トラストの基金に二十ポンド、または評議会が随時明示する額を支払う者。

(ハ)名誉会員は協会の名誉会員であつた者と、評議会が国民のために保存することが適当と考える財産または、その一部をナショナル・トラストに寄付するか、評議会が名誉会員としてたたる資格があると認めるほどの額、または他の財産を、ナショナル・トラストに寄付する者。

(ニ)地方通信会員は協会の地方通信会員であつたもの、また金銭上の寄付によらず、その教区で評議会が適当と認める方法で、ナショナル・トラストの目的を促進する約束をする者。

第十五条 普通寄付会員は寄付の額に対して責を負うもので、上述会員の寄付は毎年一月一日に支払う。

ただし、上述の会員は毎年十二月三十一日以前に会員の資格を辞して、ナショナル・トラストの幹事に辞表を送付することにより、会員を、止めることができるが、辞表に従つてその会員は、その翌年は寄付の額は責を負う。

第十六条 ナショナル・トラストの会員は、ナショナル・トラストの負債および責については、会員の寄付の年額または認められた寄付額と未払の額を超えて、責任も寄付の義務もない。

第十七条 ナショナル・トラストの第一回総会は、この法律の制定後六ヵ月以内に開かれる。そして、その後の総会は評議会の定める時期および場所、毎年少なくとも一度は開き、総会はこの法律の第二付則の規定に従つて召集され開催される。

第十八条 (一)ナショナル・トラストの業務は「ナショナル・トラスト評議会」と呼ばれる評議会によつて運営され、評議会は議長とナショナル・トラストの年次総会において、会員から選出される二十五名をふくむ五十名の評議員からなる。

(二)以下に列記する団体または個人はナショナル・トラスト評議会に評議員を指名することができる。

(大英博物館はか二団体から各二名計六名、植物学会、自然保護振興会、ユースホステル協会ほか十六団体から各

一名計十九名)(略)

(三)ナショナル・トラストの毎年の年次総会では、評議員が上記の団体、または個人以外の団体、または個人によつて上記の団体、または個人の付加、または交替として、もしくは上記団体または個人によつて指名された評議員の数の増加、または減少によつて指名される。しかし、指名される評議員の数は二十五名を越えない。

(四)二十五名の評議員がこの項に規定するように評議会に選出されれば、評議会の構成は完全なものとなされ、評議会のすべての決議と議事は、あらゆる点で有効とみなされる。

第十九条 選出評議員が死亡、または辞任した時は、評議会は代つて他の会員を評議員に任命することができる。そしてこの項により任命された会員は、その者の任命後最初の年次総会まで評議員をつづける。そして評議会の決議は、評議員の死亡または辞任によつて無効とはみなさない。

第二十条 (一)ナショナル・トラストの全業務は、評議会によつてとり決められ処理され、評議会はナショナル・トラストの総会だけでは行使できない、あらゆるナショナル・トラストの権限を行使する。そしてナショナル・トラストの総会で定められた規約、またはなされた決議は、その規約または決議が

定められるか、またはなされるか、またはなされたときに効力をもつていた、評議会の以前の規約を無効にするものではない。

(二)評議会は(会議で必要な定数をふくめて)評議会の議事手続き、ナショナル・トラストの事業の運営および会議での事務処理について、この法律の規定を犯すことがなければ、評議会が必要と認める規約を定める権限をもつことができる。

(三)評議会は規約により定める期間、随時議長を選出することができる。そして、随時必要と思われる事務員および用務員を任命し、その給与、賃金、勤務条件および退職年金の規定を定めさらに各々の任務と在職期間を決定することができる。

(四)評議会は、また名誉副会長を何名でも選出することができる。しかし選出された者は、上述の選挙の規定から評議員とはならない。

(五)評議会はこの法律によつてナショナル・トラストに与えられた抵当借権を行使することができる。

(六)評議会は評議員の中から実行委員会を選出することができる。そして評議会が適当と考える期間、評議会が適当と考える選挙権その他をもつこの委員会に、ナショナル・トラストの会員またはナショナル・トラストの目的を促

進するのにもその援助が有益と考えられる者を加えることができる。そしてこの委員会は会長を選ぶ権限と、評議会がはつきり委員会と与えないその他の権限を除いては、この法律が評議会に与えたすべての権限を行使することができる。しかし、評議会は委員会のもつ権限の行使に関して条件と制約を課すことができる。

(イ)評議会は、また評議員の中から特別な目的のための委員を任命することができ、評議会が適当と考える期間、評議会が適当と考える選挙権、その他をもつこの委員会に、ナショナル・トラストの会員またはナショナル・トラストの目的を促進するのに、その援助が有益と考えられる者を加えることができる。

(ハ)実行委員会は、評議会に与えられた、特別委員を任命する権限とあらゆる点で似た特別小委員を任命する権限をもつ。実行委員会は、また委員会が明記する期間、委員長を任命することができ、委員会の進行に関して評議会が評議会の進行に関して、定めることを認められているような規約を定めることができる。

(ニ)評議会、実行委員会、各種委員会または小委員会の決議または議事は、その決議または議事のときに、評議会、実行委員会、各種委員または小委員に

欠員があることで、問題とすることはできない。

(イ)評議会、実行委員会、各種委員会または小委員会の委員を勤める者の資格、または選挙における欠陥は、その議事の参加者の大多数が正当の資格をもつ場合には、その者の加わっていた評議会、実行委員会、各種委員会、または小委員会の議事を無効とすることはない。

(ロ)前述のように選出された評議会、実行委員会、各種委員会または小委員会は会議のすべての議事に関して議事録を作る。そして評議会はナショナル・トラストの会議の議事録と、ナショナル・トラスト会員の最新の住所をのせた名簿を保管する。

(ハ)ナショナル・トラスト、評議会、実行委員会、各種委員会または小委員会の会議の議事録は、その会議または次の回の会議で評議会議長、または実行委員会、各種委員会または小委員会の委員長であった者の署名があれば、他の証拠がなくてもすべての訴訟で上述の議事の信すべき証拠とする。そして反証がない限り評議会、実行委員会、各種委員会または小委員会のすべての会議は正当に開かれ、すべての委員が正式に資格を認められたものとみなす。

(ニ)個人によって作られ押印の必要がある証書は、ナショナル・トラストの

押印をする。ナショナル・トラストによつて出された通知は議長、副議長または幹事の署名があれば正式に出されたものとする。しかし前述の議題、ナショナル・トラストの行なつたとりきめ、ナショナル・トラストによつてなされ、またはナショナル・トラストに由来する契約文書、または他の書類はナショナル・トラストの押印があるか、評議会または実行委員会の決議によつて署名を許可された評議員二名、またはそれ以上の署名があれば、正式に作成されたものとする。しかし訴訟では、上述の注文書、または他の書類に署名した評議員は署名を許可されたことを証明する必要はなく、反証があるまではその許可があつたものとする。

第二十一条 (一)この法律の第一付則第一部に明記される財産は、ナショナル・トラストに帰属する限り、ナショナル・トラストの目的に従ひ国民のために保存するため、ナショナル・トラストに保持され、ナショナル・トラストの負債に当てられることはなく、また譲渡できない。

(二)この法律の制定後、土地または(建造物をふくむ)借地がナショナル・トラストに帰属するときは、評議会は上述の決議に明記されるであろう土地、借地またはその一部が国民のために保存するのにふさわしいことを、決

議により決定することができる。そして上述の土地、または建物はそれによりナショナル・トラストに保存され、譲渡できないものとする。

第二十二條 ナショナル・トラストはナショナル・トラストの財産を担保にして(ただしこの法律の第一付則または国民のために保存がふさわしいとする評議会の決議に明記されているものは除く)借入により、ナショナル・トラストの財産を特別抵当として、また借入金に対する担保として、国民のために保存されている財産からの収益をふくむナショナル・トラストの土地および、財産からの収益を充たせることにより金銭を調達することができる。

第二十三条 (略)

第二十四條 ナショナル・トラストの抵当権者(抵当権実行および売渡しの権限をもつ特別財産の抵当権者を除く)は支払うべき利子または元金、または元金と利子の遅滞に対し、収益管理人の指名により抵当をもとに支払いを強制することができる。元金の遅滞に関しては収益管理人の指定を認めるためには、収益管理人申請をする抵当権者による額が総計一千ポンド以下ではないものとする。

第二十五條 ナショナル・トラストの収支、収支のともなる事項、およびナショナル・トラストの財産、預金、負債

に關しては正確な會計がなされなければならぬ。そしてナショナル・トラストの暫定的な規約により、課せられるこれらの監査の時期および方法に關しては適當な制限に従つて、上述の會計はあらゆる適切な機会に會員の監査をうけねばならぬ。

第二十六條 毎年少なくとも一度はナショナル・トラストの會計は、公認會計士によつて會計検査をうけねばならぬ。そしてこの會計検査官は毎年、年次總會で選出され、再選をさまたげない。

第二十七條 評議会はこの法律によりナショナル・トラストが受領したすべての金銭（借入金、土地売却費または資本金勘定に基づく受入金を除く）をつぎのものに當てる。

- 一 ナショナル・トラストの運営および設立費、ナショナル・トラスト財産の管理保存、維持および改修費。
- 二 この法律の権限による借入金の利子と同上借入金があれば、その賦払金。

そして残金があれば、これを評議회가隨時指示する方法で、ナショナル・トラスト設立目的を促進するために當てる。そして評議회가適當と認めれば、被信託人が法律によつて信託資金の投入を許されている有価証券に當てることができる。

第二十八條 資本金勘定に基づき、ナショナル・トラストの受領した金はすべて贈与に付随する条件に従つて、ナショナル・トラスト設立目的の促進のため、借入金その他の返済に當てること

第二十九條 この法律に基づいて、共有地よりなるトラスト財産に關してナショナル・トラストに次の義務が課せられ、またナショナル・トラストは（この法律の規定に基づき）同上の財産に關してつぎの権限をもつ。

- (イ) この法律に別に規定する場合を除いて常に國民の享樂のための空地を囲まず、またそこに建築物を建てないでおく。
- (ロ) 必要または望ましいとみなされる限り、同上の財産のどの部分をも植樹、排水その他の改良を加え、変えることができる。そして小区分のためまた芝の保護と修理のため、また樹木の保護のために一時的な囲いを作ることができる。

- (ハ) 同上の財産に各種の道路をもつけ、また觀賞用池や川を作ることが出来る。
- (ニ) 同上に物置を建て、維持および修理をすることが出来る。
- (ホ) 同上またはその一部への囲いおよび侵入物を、またそこを囲みまたはそこに侵入したり、またはその土、

木材、道路またはその一部を、この法律にふれる目的で私用または利用しようとするすべての試みを、合理的手段によつてとり除いたり、防止したりすることが出来る。

(ヘ) 人々が試合を行なつたり、スポーツ大会を開くための場所を隨時確保しておくことができる。

第三十條 (一) ナショナル・トラストはナショナル・トラストの財産、またはその一部への國民の入場、または隨時ナショナル・トラストが決定する財産の國民の使用に適當な料金をとることが出来る。

(二) ナショナル・トラストは公有地またはナショナル・トラストまたは協會が財産を取得した時に國民が立入る権利をもつていたその他のナショナル・トラストの財産には入場料をとらない。ただし、この法律の第二十九條の規定により、またその(一)項に明記されている目的のため、隨時確保できる公有地は除外する。

第三十一條 ナショナル・トラストは地方当局、ナショナル・トラストの土地または財産の近くの住民または住民委員會、またはこの法律の目的に努力するその他の者と提携し協定を結ぶことができる。

第三十二條 ナショナル・トラストが國民のために保有する土地、または財産

に対する取締りと保護のためまた不法事態の防止と秩序の保持のために、ナショナル・トラストはつぎの目的をもつて内規の廃止と変更ができる。

- (イ) 合法的許可なく同上の土地、または財産より芝、砂利、石、砂、粘土またはその他のものを掘りおこしたり、刈つたりまたはとつたり、はりえにしたり、ヒース、立木またはその他の木、低木、しば、その他の生えている植物を切つたり、倒したりまたは傷つけることを防止すること。
- (ロ) 同上の土地または財産への放火を禁止、またはとり締ること。
- (ハ) 合法的許可なく同上の土地、または財産上で銃砲の発射、または矢その他を投げ飛ばすことを禁止またはとり締ること。
- (ニ) 同上の土地または財産、または池の中に道路の砂、道路修繕のための材料、ふん、くず、またはその他の不快物を投入堆積することの禁止。
- (ホ) 同上の土地または財産上の建造物そのほか、またはナショナル・トラストが立てたか管理している椅子、扉、揭示板または、その他のものを破損または移動することを禁ずる。
- (ヘ) 同上の土地または財産の木、扉または揭示板にビラ、ブラカード、広告、または揭示をはつたり、書いたりすることを禁止またはとり締ること。

(ト) 同上の土地または財産の中で

合法的許可なく小鳥を捕えること、わな、または網をかけること、木に鳥もちを塗ること、小鳥その他の動物におなをかけること、小鳥の卵または巣をとること、または猟鳥獣その他の動物を撃つたり、追つたりすることを禁止する。

(チ) 合法的許可なく同上の土地、または財産に馬車、幌馬車、トラック、自動車、自転車、またはその他の乗物を乗り入れること、また同上の土地または財産にナンショナル・トラストの同意または合法的許可なく、建物、小屋、テント、塀、柱、手すり、またはその他のものを立てること、もしくは立てたままにしておくことは、運動競技での使用には無関係に禁止、またはとり締る。そしてナンショナル・トラストの事務員に、内規に違反して同上の土地に乗りこんだ乗物、または立てられた建物を排除する権限を与え、自動車と自転車を利用できる公道以外は、すべての道を規制する。

(リ) 同上の土地または財産に写真車、みせもの、ぶらんこ、回転木馬、またはその他類似したものを持ち込むことを禁止、またはとり締ること。そしてナンショナル・トラストの事務員に同上の土地、または財産から、内規に違反しておかれたものを排除する権限

を与えること。

(ヌ) 同上の土地または財産において、運動競技その他のレクリエーションをし、また集会をもつことをとり締まる。

(ル) この法律に基づき、一時的に閉鎖されたか保留された同上の土地または財産の一部の使用を規制する。

(ヲ) 合法的許可なく同上の土地で馬を訓練させたり、調教することを禁止、または規制する。

(ワ) 合法的許可なく同上の土地に牛、羊またはその他の動物を放牧し、放置しておくことを禁止し、ナンショナル・トラストの事務員に内規に違反しているか、病気にかかっている牛、羊、その他の動物を排除する権限を与えること。

(カ) 一般に同上の土地、または財産に損傷を与えがちな、または公衆の利用、享受を妨げる行為を禁止、または規制すること。

(ヨ) ナンショナル・トラストの事務員に、この法律に基づき作られた内規に反する罪を計画的に犯す者を、同上の土地または財産から適当な警告のあとで排除する権限を与えること。

(タ) この法律またはこの法律に基づく内規に従っているナンショナル・トラストの事務員の権限、または義務の行使を妨害することを禁止する。

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

第三十五条 (略)

第三十六条 土壤がナンショナル・トラストに帰属する公有地は一八七六年の公有地法第二〇条の規定が適用される公有地とみなす。

第三十七条 トラスト財産のすべての公有権、類似の権利、または通行権は廃止されず、この法律の規定によって変更されない。そしてこの法律に規定されている場合を除き、この法律の規定または実施は、ある者に帰属していた財産またはある者に属し、この法律の規定以前に行使できた権利をとり去り、縮少し、または損害を与えることはない。

第三十八条 ナンショナル・トラストは株式会社登記官に、印刷されたこの法律の一部渡し、登記官はこれを保有し登記する。そして上述の複写がこの法律の制定後三カ月以内に登記官に渡されないとときは、ナンショナル・トラストは不履行の続く期限後一日につき二ポンド以下の罰金を払わなければならない。そして上述の不履行を故意に認めるナンショナル・トラストの会員は、同じ罰を受けるものとする。この条の罰は即決で回復できる。

第三十九条 この法律の準備と制定その他に付随する費用は、ナンショナル・ト

ラストによって支払われる。

右の法律で言及されている付則

第一付則

ナンショナル・トラストの財産(略)

第二付則

ナンショナル・トラストの総会召集および開催に関する規定

一 年次総会は通常総会と呼ぶ、そして他の総会は、すべて特別総会と呼ぶ。

二 通常総会では評議会は前年度の事業報告を総会前に提示する。

三 実行委員会協議会は適当とみなすときはいつでも、また実行委員会(委員会が不履行の時は協議会が)三十名、またはそれ以上の会員署名文書による要請によつて特別総会を召集することができる。

四 会員からの要請は、召集を提案した目的を表わすものでなければならず、その要請はナンショナル・トラストの幹事に委ねられる。

五 上述の要請を受けて実行委員会(または実行委員会が不履行のときは協議会)は、直ちに総会の召集に着手し、もし実行委員会または協議会が要請を受けとつた日から二週間以内に総会を召集しない場合は、要請者が総会を召集することができる。

六 総会および議事日程の通知は評議

会が随時規定する時期、および方法によつて会員になされる。

七 評議員ではない会員によつて、総会でなされるよう提案された動議の通知は、総会の十四日前にナショナル・トラストの幹事に送らなければならない。上述の通知は提案者と、ナショナル・トラストの会員である賛成者二名の署名を必要とする。そして評議員以外の会員による動議は、その通知が上述のようになされなければ、総会できり上げられない。

八 会員が通知を受けとらないことがあつても、総会の議事を無効とすることはない。

九 会員二十名で総会のための定数とする。

十 会員の要請によつて召集された総会が、指定時間から一時間以内に定足数とならないときは、その総会は解散する。その他の場合では総会は定足数に満たなくても、必要と考えられる事項を処理する。

十一 総会では議決はすべて出席会員の投票と、投票が以下にあるように必要でないときは挙手による過半数で決定される。

十二 評議会議長、または議長の欠席のときは、実行委員会委員長が総会で議長を勤める。

十三 評議会議長も実行委員会委員長も欠席のときは、総会は議長を選出する。議長は、総会または票決の際における票が等しい場合、本来の票ともにもう一回、すなわち決定投票をする。議長は会の同意を得て随時、会を延期することができる。しかし上に規定されたように、会員になされた通知および議事日程の遂行のためでなければ、延期された会では、延期が決定した会で解決できなかった事項以外は解決されない。

十四 総会では実行委員の三分の一またはナショナル・トラストの会員二十名で決議の投票を要求することができ、要求がされるとナショナル・トラストの投票は議長の指示しなければならない。票用紙によりされなければならない。そして、投票の結果は決議に関する総会の決定とみなされる。

十五 会員は、議長の決定投票を除き、一票のみをもつ。

(訳・北大文学部講師・浪田克之介)